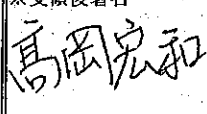


政務活動費支出申請書（会派用）

No. 145

会派名 未来創政会			起案	令和6年2月7日	決裁	令和 6 年 2 月 15 日				
決 裁 欄			調査研究のため、次の支出について承認されるよう願います。							
代表者	合 議	経理責任者								
			申請者氏名	高岡宏和（経理責任者） 						
<table border="1"> <tr> <td>申 請 日</td> <td>令和6年2月7日</td> <td>申請金額</td> <td>¥85,240</td> </tr> </table>							申 請 日	令和6年2月7日	申請金額	¥85,240
申 請 日	令和6年2月7日	申請金額	¥85,240							
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号		内 容		金 額	領収書No.				
	キ		文具（詳細は別紙参照） ¥84,470		¥84,470					
	キ		振込手数料 ¥770		¥770					
年 度	令和 5 年度	署名欄 	※受領後署名	摘 要	<領収書を添えること>					

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
 カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費

裏面もあわせてご覧ください。

〒 933-8601

富山県高岡市広小路7-50
高岡市議会議事堂 1階

高岡市議会 未来創政会

御中

お得意先No.

毎度格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
当月の代金を下記の通りご請求申し上げます。

備考 振込手数料を差引きされているお客様に
置かれましては、インボイス制度開始に合わせ、
振込手数料等の差引きはご遠慮願います。

請求書No.

1/2

御請求書 (2024年01月31日 締切)

ktk ケイティケイ株式

本社

〒461-0001 名古屋市東区泉二

TEL 052-931-1881 FAX 052-9

登録番号: T9-1800-0101-6399

お問い合わせ先

富山営業所

〒939-0321 富山県射水市流通

センター青井谷1-5-4

TEL 0766-56-6501 FAX 0766-56-7261

担当者名

取引銀行 0005 三菱UFJ銀行

862 すずかぜ支店

普通 1182559

(金額単位: 円)

前月 御請求額	御入金額	(A) 繰越額	当月 (B) 御買上額	当月 (C) 消費税額	御買上額 (B+C) 合計	当月 (A+B+C) 御請求額
0	0	0	76,791	7,679	84,470	84,470

※行き違いでご入金の際はご容赦下さい。また、恐れ入りますが、振込手数料はお客様のご負担をお願いいたします。

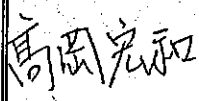
新10%対象	76,791 円	消費税	7,679 円	非課税対象	0 円	消費税	0 円
新8%対象	0 円	消費税	0 円	旧8%対象	0 円	消費税	0 円

請求内訳

伝票日	伝票No. 品名	品番	数量	単位	単価	金額	備考	(注)
24/01/10	N14328 王子製紙ス・P・ホワイトラック A4 500*5	NQ0J244	6	箱	1,700.00	10,200		
24/01/15	H28586 クワンホワイトボ・トマカ/CR-BM12-BX10 加	CR70815	1	箱	534.00	534		
24/01/15	H28586 クワン PPカーインデックス/CR-ID-10X10	CR70195	1	冊	2,200.00	2,200		
24/01/15	H28586 ボ・トマカ/PWB-120-4M.6 中丸 緑	CR68665	2	本	94.00	188		
24/01/15	H28586 ボ・トマカ/PWB-120-4M.33 中丸 青	CR68664	2	本	94.00	188		
24/01/15	H28587 ボ・トマカ/PWB-120-4M.15 中丸 赤	CR68663	3	本	94.00	282		
24/01/15	H28587 三菱鉛筆 エネルグ・替芯黒HB/ULNHB	CR52977	1	個	158.00	158		
24/01/15	H28587 三菱鉛筆 エネルグ・黒/MH500NM	CR52975	2	本	390.00	780		
24/01/15	H28587 テプーSRテ・P/12MM ハ・シツクハ・ツク SC126T	CR49457	1	箱	4,346.00	4,346		
24/01/15	H28588 MAX ホッチキス 10号針 10-1Mハ・ツク10/10P	CR48830	1	ハ・ツク	512.00	512		
24/01/15	H28588 キングファイル A5ヨコ 943Nグ・レ	CR40102	1	冊	659.00	659		
24/01/15	H28588 エボ・ルRE3 0.5MM/3C URE3-500-05.9	CR39800	5	本	391.00	1,955		
24/01/15	H28588 オートエボ・チャック/グリスター中 GS-500EB	CR39148	3	個	332.00	996		
24/01/15	H28589 テプーSRテ・P/蛍光グリーン/黒字SK12G	CR37516	1	個	791.00	791		

政務活動費支出申請書（会派用）

No. 146

会派名 未来創政会		起案	令和6年2月2日	決裁	令和 6年2月15日				
決 裁 欄		調査研究のため、次の支出について承認されるよう願います。							
代表者	合 議					経理責任者			
			申請者氏名	高岡宏和（経理責任者） 					
<table border="1"> <tr> <td>申 請 日</td> <td>令和6年2月2日</td> <td>申請金額</td> <td>¥16,500 /</td> </tr> </table>						申 請 日	令和6年2月2日	申請金額	¥16,500 /
申 請 日	令和6年2月2日	申請金額	¥16,500 /						
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容		金 額	領収書No.				
	コ	カラー複合機 リース料（8 / 60回分） ¥15,950		¥15,950 /					
	コ	振込手数料 ¥550		¥550 /					
年 度	令和 5年度	署名欄 ※受領後署名 	摘 要	<領収書を添えること>					

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
 カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費

<課税対象税率別ご請求金額>	10%対象:	15,950円	8%対象:	0円	5%対象:	0円
<課税対象税率別消費税等額>	10%対象:	1,450円	8%対象:	0円	5%対象:	0円

お客様の負担にてお願い申し上げます。

2/15
1

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控え

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類		端末番号	処理番号	日付
お振込		0091108	06-02-02	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号		取扱店番号
紙幣枚数		硬貨枚数		
万 円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円				
0020000000000000000000000000				
時刻	ご利用手数料 (消費税を含む)	お取引金額		
10:10	¥550 円	¥15,950 円		
お っ り		お取引後の残額		
¥3,500 円		円		
手数料のうち振込手数料 ¥550 000002				
三菱UFJ銀行 やまびこ支店 普通 3822623 ミツビシエイチシー・ビジネス・ス(カ)様 ミライウセイカイ様 電話番号 [REDACTED]				

お願い………
ATM振込の組戻しはご利用控えを必ずご確認ください。
お振込先・お振込金額・お振込日・お振込時刻を必ずご確認ください。

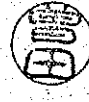
縦 211.5mm × 横 312.0mm 10mm × 50mm CK

裏面もあわせてご覧ください。

3/16.500

政務活動費支出申請書（会派用）

No. 147

会派名 未来創政会			起案 令和6年2月2日	決裁 令和 6年 2月 15日	
決 裁 欄			調査研究のため、次の支出について承認されるよう願います。		
代表者	合 議	経理責任者			
			申請者氏名	高岡宏和（経理責任者） 	
申 請 日	令和6年2月2日		申請金額	¥11,539	
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容		金 額	領収書No.
	コ	カラー複合機 1月使用料 ¥11,264		¥11,264	
	コ	振込手数料 ¥275		¥275	
年 度	令和 5年度	署名欄 ※受領後署名 高岡宏和	摘 要	〈領収書を添えること〉	

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費

3309600739 3309600739

711.539

政務活動費支出申請書

No. 148

会派名 未来創政会		起案 令和6年2月14日	決裁 令和6年2月15日	
決裁承認欄		次の支出について承認されるよう願います。		
代表者	合議	経理責任者		
			申請者氏名 狩野 安郎 	
申請日	令和6年2月14日	申請金額	14,522 円	
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容	金 額	領収書No.
	7	富山新聞 12月分 3380円	0	
	7	読売新聞 12月分	3,400	
	1	自筆電話 5616円 / 4	1404	
	1	ガリリ2代 19437円 / 2	9718	
		合計	14522	
年 度	令和5年度	署名欄 	摘要	
			〈領収書を添えること〉	

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
 カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費

2/15
狩野
7

領収証

23 年 12 月分 2024 年 1 月 4 日 No. 723069

登録番号: T8230001003731

お名前 狩野 安郎 様

ご住所 守護町 1 丁目 14-13

8%対象税込額 3,380
うち8%税額 250
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額

3,380

上記金額正に領収致しました。

銘 柄	部数	金 額
富山新聞※	1	3,380



富山新聞
高岡支店
TEL (0766) 26-7968
FAX (0766) 26-3460

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替 (翌月2日) が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

集金担当



読売新聞 領収書

区域008

全戸1000-103お問合せNo

登録番号 Y8021001018856

お名前 狩野 安郎 様

守護町1-14-13

5 年 12 月分

銘 柄	部数	金 額
1 読売新聞 朝刊※	1	3,400
2		
3		
合 計		3,400 円

◇左記の通り領収しました

※は軽減税率 (10.0%対象 0円 消費税 0円)
(8.0%対象 3,400円 消費税 251円)



読売センター高岡北部

所長 中 田 和 徳

〒933-0126 高岡市城光寺788-3

TEL 0766 (44) 0017

領収印



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

73,400

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆ ONETEL 西日本ご利用分 5,616			
	3,200	フレックス 光ライト F 利用料	合 算
	-400	フレックス あつと割引	合 算
	1,020	ひかり電話 A (エース) 定額料 1	合 算
	1,480	ひかり電話 A (エース) 定額料 2	合 算
		11月 1日～11月30日 ひかり電 話 A 使用料は本料金と定額料 1 の合計で す。	
	500	ボイスワープ使用料	合 算
	200	複数チャネル使用料	合 算
	100	追加番号使用料	合 算
	8	ひかり電話 (通話料)	合 算
	-8	ひかり電話 A (エース) 定額料分通話	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他	合 算
	510	消費税等相当額 (合計)	合 算
○合計	5,616	11月 1日～11月30日 2 番号分 のご請求となります。 合算表示の料金合計×110%	合 算
	5,616	合計	

2/15
2/1404

2/13
狩野
ア

領 収 証 狩野 安郎

様 No.

金額

12,123.7

内 訳

現金

小切手

手形

但

令和6年 1月25日 上記正に領収いたしました

有限会社ヒタ石油店

高岡市上四屋1番35号

TEL (0766) 23-4586

FAX (0766) 23-4858

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号

GR1622

請 求 書

令和5年 12月31日

No.

有限会社ヒタ石油店

狩野 安郎

様

高岡市上四屋1番35号

TEL (0766) 23-4586

FAX (0766) 23-4858

登録番号 T7231002011833

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額				消費税額等			
12,123.7				212.37			
月日	品 名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率	摘要	
12/4	レギュラー 2727	41.01	163	7352			
12/19	レギュラー 2727	35	163	6276			
12/30	レギュラー 2727	32.4	163	809			
12/30	スーパ7.7L 2727	1		800			
5				19437			
6	税込計			21237			
7							
8	消費税 10%			2123.7			
9	内、消費税 10%			1930			
10	合計			21237			
11							
12							
合 計		%対象				消費税額等	
		小 計				消費税額等	
		%対象				消費税額等	
		小 計				消費税額等	

19437

19437
x 1/2

79718

政務活動費支出申請書

No. 149

会派名 未来創政会			起案 令和 6 年 2 月 15 日	決裁 令和 6 年 2 月 15 日
決 裁 承 認 欄			次の支出について承認されるよう願います。	
代表者	合 議	経理責任者		
			申請者 氏名	本 田 利 麻 

申 請 日	令和 6 年 2 月 15 日	申請金額	23,224 円
-------	-----------------	------	----------

具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容	金 額	領収書No.
	ア	ガソリン代 10,476 円の 1/2 【1 月分】	5,238	
	ク	新聞購読料 北日本、読売、日本教育新聞 (1 紙目 富山新聞) 【1 月分】	9,530	
	ウ	インターネット接続料 (2,431 円) + 請求明細発行料 (110 円) = 2,541 円の 1/4 【1 月分】	635	
	エ	固定電話代 (1,422 円の 1/4) 【12 月分】	355	
	エ	携帯電話代 5,438 円 + 請求書発行手 数料 (200 円) = 5,638 円の 1/2 【12 月分】	2,819	
	キ	コピー機リース料 8,140 円の 1/2 【13 回目/60 回】	4,070	
	キ	コピー機カウンター代 (935 円) + 振込手数料 (220 円) = 1,155 円の 1/2 【1 月分】	577	

年 度	令和 5 年度	署 名 欄	※受領後署名 2/16 本田利麻	摘 要	〈領収書を添えること〉

2/15
柳

領 収 証

002374

本田利麻 殿

R6年 2月 1日

領収金額	百	万	千	円
	5	1	0	476

(内訳 商品代 カシメ代 円 消費税 円)

取 入
印 紙

但し

上記金額正に領収致しました。

経理印	係 印
	

現金 〇

小切手 〇

手形 〇

期日 〇

相殺 〇

値引 〇

株式会社 SHI

本社 射水市庄
TEL. 076



230218001

× 1/2

75.238

EneJet

納品書(領収書)

2024年01月10日 18:21

売上
カード会員 様 M

現金会員
車両番号 実車番
0026-00

レギュラー	P-20
32.79L	*
168円	¥5,508
(QRコード値引 1円)	-¥32)
値引後単価 (167円)	¥5,476
合計	¥5,476
(消費税10%対象)	¥5,476
内消費税等	¥498)
お預り	¥10,000
お釣り	¥4,524

番号:
ポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお支払いの場合は領収書にかえさせて頂きます。

<http://www.shimaoil.co.jp>
株式会社 SHIMARS
戸出中央店
富山県 高岡市戸出4丁目1675
TEL:0766-63-4550 SS-
登録番号: T4230001012430
シートNo 7367-07 データNo9297-9299
001戸出中央S 2024/01/10

EneJet

納品書(領収書)

2024年01月28日 16:17

売上
カード会員 様 M

現金会員
車両番号 実車番
0026-00

レギュラー	P-23
30.30L	*
(166円)	¥5,030
(QRコード値引 1円)	-¥30)
値引後単価 (165円)	¥5,000
合計	¥5,000
(消費税10%対象)	¥5,000
内消費税等	¥455)
お預り	¥5,000
お釣り	¥0

番号:
ポイント:基本P
特別P
特別P (SS)
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお支払いの場合は領収書にかえさせて頂きます。

<http://www.shimaoil.co.jp>
株式会社 SHIMARS
戸出中央店
富山県 高岡市戸出4丁目1675
TEL:0766-63-4550 SS-
登録番号: T4230001012430
シートNo 1595-08 データNo6923-6925
001戸出中央S 2024/01/28

領 収 証

本田 利麻 様

2024年 1月分

(6) 214.00自振

お問合せNo

(8%対象 3,380 税 250)

(10%対象 0 税 0)

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*北日本新聞朝刊	1	3,380	

合計金額
3,380

お客様の個人情報は、当販売店において適切に管理し、新聞の配達・集金、販売店からの各種ご連絡、新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

毎度、ご愛読ありがとうございます。
1月31日 領収いたしました。

富田新聞店

高岡市戸出3-8-41

TEL 63-0007

登録番号：T 4810495941768

領収書

区域201 全戸0049-010お問合せNo

お名前 本田 利麻 様

醍醐 (横越上) 968

6年 1月分

銘 柄	部 数	金 額
1 読売新聞 *	1	3,400
2		
3		
合 計		3,400円

◇左記の通り領収しました
21※は軽減税率 (10.0%対象 0円 消費税 0円)
(8.0%対象 3,400円 消費税 251円)

領収日 25年 1月29日

Y C戸出・大門中田
高岡市戸出町3-3-38

Tel 0766-63-0417



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領収証

24年 01月分 6年2月3日 No 801578

登録番号：T8230001003731

お名前 本田 利麻 様

ご住所 戸出醍醐 968

8%対象税込額 3,380
うち8%税額 250
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額

3,380

上記金額正に領収致しました。

銘 柄	部数	金 額
富山新聞*	1	3,380

富山新聞販売 (株)

高岡南センター

高岡市中川園町7-17

TEL (0766) 20-6881

FAX (0766) 26-3460

集金担当

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額お支払いは口座振替 (翌月2日) が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

請 求 書

2023 年 10 月 4 日

本田 利麻

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。

下記の通りご請求申し上げます。

※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役 幹長

東京都港区白 0

電話 03 (3) 008

《お支払い先》

・振替払込 00150-8-196500

・銀行振込 みずほ銀行虎ノ門支店

普通預金 2835213

・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	16,500 円
-------	----------

読者コード	
-------	--

請求書番号	
-------	--

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				16,500 円	2023/04-2023/09
今回入金額				16,500 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	6ヶ月分	16,500 円	2023/10-2024/03
合計請求額	日本教育新聞	1部	6ヶ月分	16,500 円	2023/10-2024/03

振替払込請求書兼受領証 (振込金 (兼手数料) 受領書)

口座記号等	001508196500
加入者名	日本教育新聞社
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 1 6 5 0 0
振込先	銀行 支店
お名まえ	
ご依頼人	本田 利麻
料 金	円 日 附 印
備 考	

(ゆうちょ銀行)

CVS 収納用収入印紙貼付欄

(お客様控)

@2750

3
79530

2/15
利少工

高岡市醍醐横越上968

桐少工

お客様No. XXXXXXXXXX



請求明細書

平素は格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。
さて、お客様の御利用料金に関しまして、下記の通り引き落としさせていただきます。
今後とも宜しくお願い申し上げます。

15,799 円

[illegible]

■でんき&ケーブルまとめ割ご利用中のお客様へ■
2023年2月分の電気料金から、国の電気料金負担緩和施策により、
低圧のお客さまは1kWhあたり7.0円(税込)が値引きされています
(値引額は燃料費調整額に含まれています)。
負担緩和策に関するお問い合わせは、国のコールセンター
(0120-013-305)までお願いいたします。



939-1131
富山県高岡市醍醐968

発行日 2024年1月11日

本田 利麻

様

SoftBank

ソフトバンク株式

登録番号: T9010401062465

〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号

000000-0000239-00001/00002-153
K-1263AE12120000239#



B3023+700019145924111C

お問合せ先 (INFORMATION)

ソフトバンクカスタマーサポート

<https://u.softbank.jp/33x0gwg>
おオペレーターをご希望の方もこちらから



日頃はソフトバンクをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この伝票は保管のうえ、クレジット会社から送付される請求書とのご照合にお使いください。

Please keep this Billing Summary for your files and verify your charges with your credit card statement.



ご利用金額 43,387円
(Amount Due)

ご利用年月 2023年12月分
(Month of Issue)

カード会員番号
(Customer Code)

振替日 ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日
(Date of deduction)

今月のトピックス

- ソフトバンクのお支払いはPayPayカードがお得です！是非この機会に入会をご検討ください。
- 口座振替をご利用のお客さまで残高不足により一定の回数で引き落としができなかった場合、払込用紙によるご請求書(手数料有料)にお支払い方法を変更することがあります。(別途、払込処理手数料も発生します)
- SoftBank光/SoftBank Airの記載がある場合、前月1日～末日ご利用分となります。請求内訳はMy SoftBankをご確認ください。

お知らせ

5,638 x 1/2 = 2,819

お客さまご契約数 8件 2023年12月分(2023年12月1日～2023年12月31日ご利用分)

電話番号(お客さま番号等)	料金内訳	内訳金額(円)	税区分
	手数料 請求書発行手数料	200	10%
	計	200	
	* ご契約期間 26年 11ヶ月 *		
	基本料 基本プラン(音声) [12月1日～12月31日]	980	10%
	通話料 基本プラン(音声)	3,200	10%
	割引 家族割引(380円 x 100%)	-380	10%
	月額料 準定額オプション+	800	10%
	無料 準定額オプション+ 無料通話分	-2,820	10%
	定額料 データプランメリハリ無制限	5,600	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 3GB以下割引	-1,500	10%
	割引 新みんな家族割	-1,100	10%
	通信料 Sメール(MMS) @0円 12Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 1705Pkt	0	10%
	通信料 データ通信(4G LTE/5G) @0円 15429743Pkt	0	10%
	(通信量合計 15431460Pkt [1.84GB])		
	通信料 メール(SMS) (YM/他社宛)	15	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット(1)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット(1) 無料特典(467円 x 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	1,190	10%
	月額料 iPhoneセキュリティパック	500	10%
	割引 おうち割 北陸電力でんきセット	-50	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tec.or.jp/>
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBank、My Y!mobile、LINEMOマイメニューの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

000000-0000239-00001/00002-153
K-12G3AE12120000239

ご請求先名: 本田 利麻 様

ご請求先番号:
Billing Number

ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号: T9010401052465

お客さまご契約数: 8 件 2023年12月分 (2023年12月 1日~2023年12月31日ご利用分)

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内 訳 金 額 (円)	税区分
*****	* * ご契約電話番号 ***** 計	5,438	
*****	端末代 分割支払金/賦払金 ***** 計	3,165	対象外
*****	* * ご契約期間 20年 5ヶ月 * * 計	3,165	
*****	基本料 基本プラン (音声) [12月 1日~12月31日]	980	10%
*****	通話料 基本プラン (音声)	1,000	10%
*****	割引 家族割引 (2,000円 × 100%)	-200	10%
*****	月額料 準定額オプション+	800	10%
*****	無料 準定額オプション+ 無料通話分	-760	10%
*****	定額料 データプランメリハリ無制限	5,600	10%
*****	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
*****	割引 新みんな家族割	-1,100	10%
*****	通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 60167763Pkt (通信量合計 60167763Pkt [7.18GB])	0	10%
*****	通信料 メール (SMS) (YMN/他社宛)	51	10%
*****	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
*****	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
*****	月額料 iPhoneセキュリティパック	500	10%
*****	割引 おうち割 北陸電力でんきセット	-50	10%
*****	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
*****	その他 電話リレーサービス料	1	10%
*****	* * ご契約電話番号 ***** 計	5,824	
*****	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	1,190	10%
*****	端末代 分割支払金/賦払金 ***** 計	3,285	対象外
*****	* * ご契約期間 14年 9ヶ月 * * 計	4,475	
*****	基本料 基本プラン (音声) [12月 1日~12月31日]	980	10%
*****	通話料 基本プラン (音声)	420	10%
*****	月額料 準定額オプション+	800	10%
*****	無料 準定額オプション+ 無料通話分	-420	10%
*****	定額料 データプランメリハリ無制限	5,600	10%
*****	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
*****	割引 新みんな家族割	-1,100	10%
*****	通信料 Sメール (MMS) @0円 295987Pkt	0	10%
*****	通信料 データ通信 @0円 18478Pkt	0	10%
*****	通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 378766810Pkt (通信量合計 379081275Pkt [45.20GB])	0	10%
*****	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
*****	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
*****	月額料 テザリングオプション	500	10%
*****	無料 テザリングオプション無料特典	-500	10%
*****	月額料 iPhoneセキュリティパック	500	10%
*****	他社分 得するマイルクラブ 0120-084-441 12月分	330	対象外
*****	付属品 分割支払金/賦払金	303	対象外
*****	割引 おうち割 北陸電力でんきセット	-50	10%
*****	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
*****	その他 電話リレーサービス料	1	10%
*****	* * ご契約電話番号 ***** 計	6,366	
*****	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	1,190	10%
*****	端末代 分割支払金/賦払金 ***** 計	2,865	対象外
*****	* * ご契約期間 8年 9ヶ月 * * 計	4,055	
*****	基本料 基本プラン (音声) [12月 1日~12月31日]	980	10%
*****	通話料 基本プラン (音声)	220	10%
*****	割引 家族割引 (1,200円 × 100%)	-120	10%
*****	月額料 準定額オプション+	800	10%
*****	無料 準定額オプション+ 無料通話分	-180	10%
*****	定額料 データプランメリハリ無制限	5,600	10%
*****	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
*****	割引 新みんな家族割	-1,100	10%
*****	通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 507900002Pkt (通信量合計 507900002Pkt [60.55GB])	0	10%
*****	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
*****	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
*****	月額料 テザリングオプション	500	10%
*****	無料 テザリングオプション無料特典	-500	10%
*****	月額料 YouTube Premium特別価格	870	10%

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBank、My Y!mobile、LINEMOマイメニューの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

(2頁)

2023 年 12 月 17 日作成 0-1-4601K0549577 (1) P. 1/ 1 (46)

939—1131
富山県高岡市醍醐968

本田としお事務所

本田 利麻 殿

102-0083

東京都千代田区麴町5丁目1番地1

住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス(株)

事務センター お客様窓口

TEL:0570-003338

【営業時間】 10時～17時（土、日、祝日を除く）

平素は、弊社をご利用いただき誠にありがとうございます。
下記の通りご請求申し上げますので、ご確認の上お支払賜りますようお願い致します。
万一、内容にご不審な点がございましたら、お問い合わせ番号をお申し出のうえ、
右記までご連絡下さい。

ご請求金額をお支払期限〔金融機関非営業日の場合は、その翌営業日〕に、

右記ご指定口座より引落しさせていただきますので、

お支払期限の前日までにご入金をお願い致します。

お客様の情報を保護するため、口座番号は表示していません。

リース・割賦取引のインボイスは、ご契約時に送付したお支払明細書となります。

〔当月ご請求内訳〕（金額単位：円）

お問い合わせ番号			
お支払期限		2024年2月3日	
請求金額(税込)		8,140円	
消費税率別 請求金額 /内消費税等	D	10.0%	8,140円
			740円
各額計		8,140円	740円
(ご指定口座) 高岡信用金庫			
戸出			
普通 ***** ホンダ			

ご契約番号 ご契約形態	お支払開始日 回目 / 総回数	商品名 機種名 (数量)	ご請求金額 (税込)	税率	内消費税等	備考
4601K0549577 リース契約	2023年 3月 3日 13回目 / 60回	デジタルカラー複合機 DOCUCENTREC2000 (1)	8140	D	740	x/p 34070
税率 D=10.0%		合計	8140		740	

下段：保守料

XD007

振込金
(兼手数料) 受取書

〈取引銀行へのお願〉
本社内を打電して下さい。

* * * * *

依頼日	年 月 日							
金額	*	百	万	*	*	千	*	円
力銀行	*****							
受取人	*****							
番号	***** (*****)							
依頼人	*****							
	手数料							
	円							

（銀行切りはなし

依 頼 日		年 月 日		振込指定		電 信 扱		手 数 料								
先方銀行				*****				金 額		* * * * *		* * * * *				
お 受 取 人	預金種目		* *		口 座 番 号		*****		内 訳	現 金						
	(フリガナ)		*****				当手 枚									
	口 座 名						他手 枚									
	(漢字)		*****				金 種		円		円					
	住 所		*****						10,000		0,000		50			
二 依 頼 人	電話番号		*****						5,000		000		10			
	(フリガナ)		☐ 番号は必ず打電して下さい。						2,000		000		5			
	口 座 名		*****						内 訳		1,000		000		1	
	(漢字)		*****								500		00		合 計	
	住 所		*****								100		00		つり戻	
電話番号		*****														

取扱銀行

取扱印

記の金額正に
取りました。
(揚店)

支店

取 撮 銀 行
取 撮 印

取 投 錄 行
取 投 印

2/15
A4

発行日：2024年02月02日
請求番号：840201-0381900

機

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン

1835

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

訂閱合卷書號： 電話： 0120-059-840

震。地す。
 地すのま
 地すを
 各上旧
 すし復
 す申と
 発を興
 類い復
 に舞い
 後見早
 のおも
 そり日
 びよ一
 よ心て
 おはし
 麗にそ
 地すげ
 島皆康
 半た健
 登れご
 能さとり
 の災全
 び被安
 たりの
 の上様
 こに皆

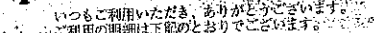
登錄番号：T1011101015050

お支払日	2024年02月29日
お振込先	北陸銀行 行支店
お振込先名	北陸銀行 行支店
お振込先支店	北陸銀行 行支店
お振込先口座番号	4053080
お振込先名	北陸銀行 行支店
お振込先支店	北陸銀行 行支店
お振込先口座番号	4053080
お振込先名	北陸銀行 行支店
お振込先支店	北陸銀行 行支店
お振込先口座番号	4053080

35400 21700 3304788213 31 0209 0C9
A-076807 0000 510 1NK 0000 11805030

3.1 備考：

Y1F003



取扱月の種類	期末番号	処理番号	日付
--------	------	------	----

張	附	收	數	500	100	50	10	5	1
---	---	---	---	-----	-----	----	----	---	---

方	日	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

時刻	取引金額
----	------

17:45 0722014

おつり	お取引後の残高
-----	---------

000088

000088

北陸銀行
電話 1111 本店

電話 4053080

普通 4055688
「リ」フイルムに「リ」ネスイノハ-リヨソ

バヤハ°ソ(九 様

様

...and the ...

電話番号 0766-63-2515

裏面もあわせてご覧ください。

ATM振込の組戻しは「利用控を」持参ください

BI(20)75012 4 2022.9 1015x500 cm

$$1.155 \times \frac{1}{2}$$

7577

政務活動費支出申請書

No. 150

会派名 未来創政会			起 案	令和 6 年 2 月 15 日	決 裁	令和 6 年 2 月 15 日				
決 裁 欄			次の支出について承認されるよう願います。							
代表者	合 議	経理責任者								
			申請者氏名	水口清志 						
<table border="1"> <tr> <td>申 請 日</td> <td>令和 6 年 2 月 15 日</td> <td>申請金額</td> <td>17,658 円</td> </tr> </table>							申 請 日	令和 6 年 2 月 15 日	申請金額	17,658 円
申 請 日	令和 6 年 2 月 15 日	申請金額	17,658 円							
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容	金 額	領収書No						
	ク	新聞紙 富山 ・ 北日本 (第一紙目) 12 月分	3,380	1						
	ア	自動車燃料 1 月使用分 6,516÷2	3,258	2						
	ア	自動車燃料 2 月使用分 8,869÷2	4,434	3						
	エ	携帯電話使用料 5,953÷2 1 月使用分	2,976	4						
	キ	パソコン周辺機器 2,880÷2	1,440	5						
	キ	名刺印刷用紙 2,965÷2	1,482	6						
	キ	カシオネームランドテープ 1,376÷2	688	7						
年 度	令和 5 年度	署 名 欄	※受領後署名 水口	摘 要	(領収書を添えること)					

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
 カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費

2/15
4/12
7

領収証

24 年 01 月分 / 6 年 / 月 29 日 / No. [redacted]

お名前 水口 清志 様

登録番号: T8230001003731

ご住所 福岡町上野 90

8%対象税込額 3,380
うち8%税額 250
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額 3,380

上記金額正に領収致しました。

銘 柄	部数	金 額
富山新聞※	1	3,380



富山新聞販売㈱

高岡西センター
高岡市中川園町7-17
TEL0766-26-7968
FAX0766-26-3460

1/15

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

集金担当



領 収 証

水口 清志 様

上野 90

2024年 1月分

(140) 10.00集金

お問合せNo. [redacted]

(8%対象 3,380 税 250)

(10%対象 0 税 0)

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*北日本新聞朝刊	1	3,380	

合計金額 3,380

毎度ご購入ありがとうございます。
上記金額正に領収いたしました。購読料のお支払は自動口座引落が便利です。手続きは簡単ですので、まずはお電話を

KS福岡

1 月 31 日

北日本新聞サービスセンター

「お客様の個人情報は、新聞の配達・広告・営業活動に利用させていただきます」

電話 64-1081

福岡町中央通り1071-2

登録番号: T7230001000746

領収印



3,380

2/15
kcr
A

ENEOS

納品書(領収書)

2024年01月28日 11:32

売上
トク
提携カード
車両番号
0026-00
レギュラー
36.00L
P-01
*
181円 ¥6,516
(内ガソリン税53.80円 ¥1,937)
合計 ¥6,516
(消費税10%対象 ¥6,516)
内消費税等 ¥592
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0000333

カード番号:

サイン: 基本P

特別P

今回計

利用ポイント

利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日目以降に反映されます。有効期限切等の理由で、Tカードにポイントが加算されないことがあります。詳細はwww.tsite.jpにてご確認ください。

株式会社ウエダ 福岡給油所

富山県 高岡市

福岡町下妻新327

TEL: 0766-64-3190

SS

登録番号: T5230001011209

シートNo. 4496-01 データNo 7062-7065

外通番17

001

2024/01/28

1月分

x 1/2

3.258

2

ENEOS

納品書(領収書)

2024年02月12日 10:41

売上
トク
提携カード
車両番号
0026-00
レギュラー
49.00L
P-07
*
181円 ¥8,869
(内ガソリン税53.80円 ¥2,636)
合計 ¥8,869
(消費税10%対象 ¥8,869)
内消費税等 ¥806
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0130000

株式会社ウエダ 福岡給油所

富山県 高岡市

福岡町下妻新327

TEL: 0766-64-3190

SS

登録番号: T5230001011209

シートNo 5838-01 データNo 0907-0910

外通番17

003

2024/02/12

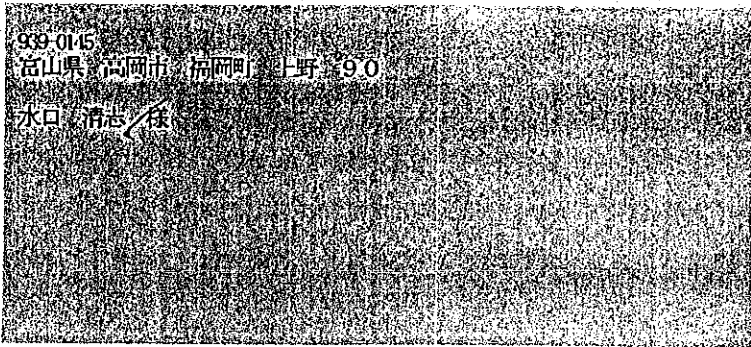
2月分

x 1/2

4.434

3

発行年月日 DATE OF ISSUE 2024年 2月 3日



お知らせ INFORMATION

- 通信サービス契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発音に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。

災害により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。
被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げますとともに、
被害を受けられた皆さまへの支援と、通信環境の整備に全力で取り組んでまいります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月 BILLING PERIOD	2024年 1月
振替日(注1) DUE DATE	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用料金 TOTAL AMOUNT DUE	12,123円
クレジットカード番号 CREDIT CARD No.	[REDACTED]
ご請求コード CUSTOMER CODE	[REDACTED]

(注1)
ご利用料金はクレジットカード会社からのご請求となります。
なお、クレジットカード会社からご指定のクレジットカードでお支払いができない旨の通知を受けた場合は、後日窓口払い請求書(払込用紙)をお送りいたしますのでお支払期日までにコンビニエンスストア等でお支払いいただきますようお願いいたします。

サービス別ご利用料金

au 電話料金	11,027円
ー(内訳)ー	5,074円
auかんたん決済利用料	5,953円
	1,096円
※うち消費税等 10%対象 (対象税込額は11,027円でした。)	1,002円
※au 合計台数: 2台	

$\times \frac{1}{2}$
72976

お問い合わせ先

◆ au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時~20時(年中無休・無料)

◆ p o v o WEBのサポートページをご確認ください

4

水口 清志様

ご請求コード:

発行日: 2024年 2月 3日

2 頁

● a u 電話料金		● 合計	
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
< 1月ご利用内訳 >		5,074	お客様コード
▼プラン利用料	3,980		ご利用月数は2024年 2月で 4年 7ヶ月目です。
a uフラット7プラス+通話定額ライト		3,180	
a uフラットプラン7プラス (データ)		4,200	
スマイルハート割引		-1,700	
LTE NET		300	
家族割プラス/a uスマートバリュー		-2,000	カウント対象回線数 4台
▼オプション使用料	630	630	
故障紛失サポート		630	
▼通話料/フラット7プラス+通話定額ライト	0		
通話料		300	
通話定額ライト割引額		-100	
スマイルハート割引+家族割/通話料		-200	対象家族間通話を全額割引します。
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	461		10%消費税の課税対象額 4,613円
データ利用量 (データ容量消費あり)	3.79GB		
データ利用量 (データ容量消費なし)	0.07GB		

		5,953	お客様コード
< 1月ご利用内訳 >		5,953	ご利用月数は2024年 2月で24年11ヶ月目です。
▼プラン利用料	4,680		
ピタットプラン 4G LTE+通話定額		2,850	
ピタットプラン 4G LTE (データ)		3,200	データ利用量は1GB~4GBです。
2年契約N+家族割		-170	
LTE NET		300	
家族割プラス/a uスマートバリュー		-1,500	カウント対象回線数 4台
▼オプション使用料	630	630	
故障紛失サポート		630	
▼通話料/ピタット4GLTE+通話定額	99		
通話料		4,840	
SMS (Cメール) 送信料		99	
通話定額割引額		-4,640	
家族間通話全額割引 (家族割)		-200	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	541		10%消費税の課税対象額 5,412円

● a uかんたん決済利用料		● 合計	
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
		548	
▼a uかんたん決済利用料	548		
a uスマートパスプレミアム/税込		548*	
		548	
▼a uかんたん決済利用料	548		
a uスマートパスプレミアム/税込		548*	

● 総合計

12,123 円

2/15
10/15

発行日:2024年02月05日

領収書

水口 清志

本業

¥2,965— (内消費税 ¥269)

但し 名刺用紙

代として。

支払内訳
カード

¥2,965

10%対象

¥2,965(内消費税

¥269)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:12070001036729

※印刷面を内側に折って保管願います。

×1/2

71,440

発行日:2024年01月26日

領収書

水口 清志

本業

¥2,880— (内消費税 ¥261)

但しパソコン周辺機器

代として。

支払内訳
カード

¥2,880

10%対象

¥2,880(内消費税

¥261)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:12070001036729

※印刷面を内側に折って保管願います。

×1/2

71,482

管理No.

伝票No.

印紙税申告納付につき高崎
税務署承認済

印紙税申告納付につき高崎
税務署承認済

B0202409119947B

B0202407158678B

1193790013 51291
×1シート 1:持帰 外10
¥756
-¥38
会員値引対象(5%)
1195890018 MTHMN2WNZ
×1シート 1:持帰 外10
¥2,328
-¥350
ZZZ
9006108017 カイン社 持帰
デ-タシュウイ 1:持帰 外10
¥0

5703070015 MPAAC20NWH
×1シート 1:持帰 外10
¥1,073
-¥54
PN
会員値引対象(5%)
4386836017 MBY10BRSPN
BT-BLUELE 1:持帰 外10
¥1,600
ZZZ
9006108017 カイン社 持帰
デ-タシュウイ 1:持帰 外10
¥0

高岡店

高岡店

5

6



高岡市議会議員



越中福岡の
かさぼんこ



水口 清志

mizuguchi kiyoshi

〒939-0145

富山県高岡市福岡町上野90

携帯

TEL 0766-64-2683

FAX 0766-64-3830

Eメール

amazon.co.jp

注文番号 [REDACTED] 領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2023年12月11日

水口清志

様

「定期おトク便」のご注文が確定しました 2023年11月28日

Amazon.co.jp 注文番号: [REDACTED]

ご請求額: ¥1,376

この注文には定期おトク便の商品が含まれています。

2023年12月3日に発送済み

注文商品

価格

1点 KAKASHI 互換 カシオ ネームランド テープ 24mm 白 地に黒文字 CASIO Nameland XR-24WE テープカートリッジ KL-FR3 KL-PS-SET KL-P4SET KL-SY4 ラベルライター用テプラ テープ 2個セット

¥1,376

販売: KAKASHI-JP (出品者のプロフィール)

コンディション: 新品

お届け先住所:

水口清志

939-0145

富山県 高岡市福岡町上野90

配送方法:

お急ぎ便

×1/2

3688

7

支払い情報

支払い方法:

下4桁

商品の小計: ¥1,376

配送料・手数料: ¥0

請求先住所

水口清志

939-0145

富山県 高岡市福岡町上野90

注文合計: ¥1,376

ご請求額: ¥1,376

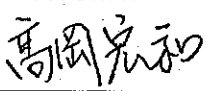
クレジットカードへの請求

(下4けた): 2023年12月3日: ¥1,376

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

視察調査申請書（兼派遣命令書）

No. 151

会派名 未来創政会	起案	令和6年1月10日	決裁	令和6年 2月 16日																																																																																
次のとおり視察してよいか伺います。																																																																																				
決裁欄		視察者又は代表者氏名	視察責任者 高岡宏和 																																																																																	
代表者	合議	経理責任者																																																																																		
			参加者氏名																																																																																	
			金森一郎 曾田康司 水口清志 酒井善広 高岡宏和 中村清志 田中勝文 梅島清香																																																																																	
期 間	令和6年1月15日（月）～ 令和6年1月16日（火）2日間																																																																																			
支給決定額	2日間（8名）44,760円/人																																																																																			
	旅費支給総額 358,080円																																																																																			
視察先	（研究・研修会会場等） 衆議院第1議員会館 環境省 詳細は別紙参照																																																																																			
調査項目	（調査・研修等テーマ） ・震災時の公的支援について ・環境省事務次官との意見交換 ・脱炭素先行地域に選定された今後の展望について 詳細は別紙参照																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>月日</th> <th>経路</th> <th>宿泊場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/15</td> <td>別紙参照</td> <td>京王プレッサイン 大手町</td> </tr> <tr> <td>1/16</td> <td>別紙参照</td> <td></td> </tr> <tr> <td>/</td> <td>～</td> <td></td> </tr> <tr> <td>/</td> <td>～</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			月日	経路	宿泊場所	1/15	別紙参照	京王プレッサイン 大手町	1/16	別紙参照		/	～		/	～		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">旅費支給基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>運 13,600</td> <td>特急 12,520</td> <td>グリーン 10,300</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1泊2日</td> <td>宿 13,500</td> <td>日当 6,000</td> <td>計 55,920</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>東京</td> <td>運 13,600</td> <td>特急 12,520</td> <td>グリーン 10,300</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2泊3日</td> <td>宿 27,000</td> <td>日当 9,000</td> <td>計 72,420</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>運 10,800</td> <td>特急 4,100</td> <td>グリーン 8,220</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1泊2日</td> <td>宿 13,500</td> <td>日当 6,000</td> <td>計 42,620</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>京都</td> <td>運 9,500</td> <td>特急 4,100</td> <td>グリーン 8,220</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1泊2日</td> <td>宿 13,500</td> <td>日当 6,000</td> <td>計 41,320</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>名古屋</td> <td>運 10,160</td> <td>特急 4,100</td> <td>グリーン 8,220</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1泊2日</td> <td>宿 13,500</td> <td>日当 6,000</td> <td>計 41,980</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>新潟</td> <td>運 9,980</td> <td>特急 7,940</td> <td>グリーン 4,120</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1泊2日</td> <td>宿 13,500</td> <td>日当 6,000</td> <td>計 41,540</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	旅費支給基準				東京	運 13,600	特急 12,520	グリーン 10,300	円	1泊2日	宿 13,500	日当 6,000	計 55,920	円	東京	運 13,600	特急 12,520	グリーン 10,300	円	2泊3日	宿 27,000	日当 9,000	計 72,420	円	大阪	運 10,800	特急 4,100	グリーン 8,220	円	1泊2日	宿 13,500	日当 6,000	計 42,620	円	京都	運 9,500	特急 4,100	グリーン 8,220	円	1泊2日	宿 13,500	日当 6,000	計 41,320	円	名古屋	運 10,160	特急 4,100	グリーン 8,220	円	1泊2日	宿 13,500	日当 6,000	計 41,980	円	新潟	運 9,980	特急 7,940	グリーン 4,120	円	1泊2日	宿 13,500	日当 6,000	計 41,540	円
月日	経路	宿泊場所																																																																																		
1/15	別紙参照	京王プレッサイン 大手町																																																																																		
1/16	別紙参照																																																																																			
/	～																																																																																			
/	～																																																																																			
区分	旅費支給基準																																																																																			
東京	運 13,600	特急 12,520	グリーン 10,300	円																																																																																
1泊2日	宿 13,500	日当 6,000	計 55,920	円																																																																																
東京	運 13,600	特急 12,520	グリーン 10,300	円																																																																																
2泊3日	宿 27,000	日当 9,000	計 72,420	円																																																																																
大阪	運 10,800	特急 4,100	グリーン 8,220	円																																																																																
1泊2日	宿 13,500	日当 6,000	計 42,620	円																																																																																
京都	運 9,500	特急 4,100	グリーン 8,220	円																																																																																
1泊2日	宿 13,500	日当 6,000	計 41,320	円																																																																																
名古屋	運 10,160	特急 4,100	グリーン 8,220	円																																																																																
1泊2日	宿 13,500	日当 6,000	計 41,980	円																																																																																
新潟	運 9,980	特急 7,940	グリーン 4,120	円																																																																																
1泊2日	宿 13,500	日当 6,000	計 41,540	円																																																																																
使途基準項目記号 ア			署名欄 ※受領後署名 																																																																																	

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
カ・会議費

旅 費 計 算 票

月日	経 路		路 程	運 賃	特 別 急行料金	普 通 急行料金	特 別 車 輛 料 金	航空賃	日 当	宿泊料	合計額
			km	円	円	円	円	円	円	円	
1月15日	新高岡	~ 東京	410.8	6,930	6,700			昼食代・ 現地交通費→	3,000	11,000	
								夕食代→		2,000	
1月16日	東京	~ 新高岡	410.8	6,930	6,700			現地交通費→	1,500		
・ 1/16 昼食代不要のため、日当を減額調整する。											
合 計				13,860	13,400				4,500	13,000	44,760

○交通費

正規料金 :JR(往復) 13,630円+13,630円=27,260円 ⇒上限額

実費:JR(往復)27,260円

正規料金=実費のため、27,260円を支給

高岡市議会 未来創政会 御中

富山県知事登録旅行業第2-106号
トナミ商事(株)トラベルサ
本 社
登録番号: T1230001010544

〒933-8512 富山県高岡市昭和10号
TEL:0766-22-9855 FAX:0766-89-9001

請求書

この度は弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。
つきましては下記の通りご請求申し上げますので何卒よろしくお願いします。

ご請求内容				金額
☐ 出発日	2024年01月15日 (月)	(AB0001)		
☐ ツアー名	高岡市議会未来創政会様: 東京			
☐ 明 細	J R 切符代	新高岡=東京	(¥27,260 X 8)	¥218,080
	宿泊料金	京王プレッソイン大手町	(¥11,000 X 8)	¥88,000
	1泊: 朝食付	【税込金額合計】	【内消費税額合計】	
		¥306,080	¥27,825	
	消費税10%対象	¥306,080	(内消費税) ¥27,825	

お支払いは弊社下記銀行口座へ

月 日 までにお振込みをお願いします。

☐ 振込先: 富山第一銀行 昭和町支店 普通 027362
北陸銀行 昭和通支店 普通 4047340
みずほ銀行 横山町支店 当座 0141282
口座名: トナミ商事株式会社

ご 請 求 額 ¥306,080

ご 入 金 額 ¥0

今回ご請求額 ¥306,080

担当者

尚、振込み手数料はお客様にてご負担願います。

電信扱

印紙

令和4年07月19日

振込金受取書(兼手数料受取書)

振込受付書(兼手数料受取書)

いづれかを二重線で抹消

振込先

銀行名(漢字) 北陸銀行

支店名(漢字) 昭和通

左つめてご記入ください。

振込金額

404,734.00

円

振込先

トナミ商事株式会社

振込金額

404,734.00

円

振込金額のうち

未決済小切手

方一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を

取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

振込金額のうち

未決済小切手

方一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を

取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

振込金額のうち

未決済小切手

方一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を

取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

振込金額のうち

未決済小切手

方一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を

取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

振込金額のうち

未決済小切手

方一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を

取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

振込金額のうち

未決済小切手

方一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を

取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

振込金額のうち

未決済小切手

方一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を

取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

振込金額のうち

未決済小切手

方一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を

取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

振込金額のうち

未決済小切手

方一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を

取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

調 査 報 告 書

令和 6 年 1 月 1 9 日

会派名 自由民主党未来創政会

代表者名 金森 一郎 様

視察者又は

代表者

高 岡 宏 和

視察調査の結果について、次のとおり報告いたします。

参加者氏名	金森 一郎 曾田 康司 水口清志 酒井善広 高岡 宏和 中村 清志 田中 勝文 梅島 清香
-------	--

視察目的	① 能登大地震を受けての公的支援について ② 和田篤也環境省事務次官との意見交換 ③ 脱炭素先行地域に選定された今後の展望について
------	---

視察期間	令和 6 年 1 月 1 5 日 (月) ～ 令和 6 年 1 月 1 6 日 (火)
------	---

視察概要

月日	視察先	概 要 及 び 所 見	面会者
1/15	衆議院議員 第 1 会議室	能登地震で被災した住民支援のための公的支援について勉強会を開催した。地方公共団体金融機構 経営企画部 上席調査役 橋 清司 氏より国、県の支援や熊本や福島に事例を交え、講演いただいた。 (詳細は別紙のとおり)	地方公共団体金融機構 経営企画部 上席調査役 橋 清司 氏
1/15	環境省	環境省事務次官の和田篤也氏を訪ね、高岡市が選定を受けた脱炭素先行地域についての意見交換を行った。 (詳細は別紙のとおり)	環境省事務次官 和田篤也氏
1/16	衆議院議員 第 4 会議室	第 4 回脱炭素先行地域に高岡市が選定されたことを受け、今後の展望について、他市の事例を参考に講演していただいた (詳細は別紙の通り)	環境省大臣官 房地域脱炭素 事業推進課長 近藤 貴幸 氏

備 考	
-----	--

※ 関係書類を添付すること。

未来創政会視察

令和6年1月15日(月)～16日(火)

1月15日(月)

①震災時の公的支援について(第一議員会館 B1 第1会議室)

地方公共団体金融機構 経営企画部 上席調査役 橘 清司氏

(13:10～14:45 第一議員会館 B1 第1会議室)

②和田篤也環境省事務次官との意見交換会

(16:00～16:30 環境省 事務次官室)

③日本橋とやま館 現地視察と国会議員との意見交換会

橘慶一郎衆議院議員 堂故茂参議院議員 野上浩太郎参議院議員

(18:00～20:30 日本橋とやま館)

1月16日(火)

④衆議院会館会議室(CN勉強会)

環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課長 近藤貴幸氏

(10:00～11:40 第一議員会館 B1 第4会議室)

集合場所 1月15日 8:20

新高岡駅改札前に集合ください

工 程					
11月15日(月)	視察先	衆議院議員第一議員会館 他			
	住所	〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1他	視察時間	13:15～14:45	
	視察事項①	勉強会「震災時の公的支援について」			
	視察先	環境省			
	住所	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	視察時間	16:00～16:30	
	視察事項②	環境省和田篤也事務次官意見交換			
	視察先	衆議院議員第一議員会館 第4会議室			
	住所	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-2-6 日本橋大栄ビル1F	視察時間	18:00～20:30	
	視察事項③	日本橋とやま館視察及び国会議員との懇談			
	8:40 新高岡 ⇒ 11:36 東京 ⇒ 11:47 国会議事堂前 → 11:54 衆議院第一議員会館 はくたか556号 地下鉄丸ノ内線 徒歩5分 13:10 ①震災時の公的支援について → 14:45 国会議員との意見交換 → 15:25 国会議事堂前 15:37 国会議事堂前 ⇒ 15:38 霞が関 → 15:40 中央合同庁舎5号館 → 15:45 事務次官室 地下鉄丸ノ内線 16:00 ②和田篤也環境省事務次官との意見交換会 → 16:30 霞が関 ⇒ 16:45 大手町 16:00～16:30 徒歩 地下鉄丸ノ内線 17:30 大手町 → 17:40 ホテル → 17:50 ③日本橋とやま館 → 20:30 ホテル(泊) 徒歩 徒歩 懇親会 18:30～20:30 徒歩				
宿泊先	京王プレッサイン大手町 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-4-1				
11月16日(火)	視察先	衆議院議員第一議員会館 第4会議室			
	住所	〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1	視察時間	10:00～12:30	
	視察事項④	勉強会「脱炭素先行地域に選定された今後の展望について」			
	9:00 ホテル → 9:10 大手町 ⇒ 9:20 国会議事堂前 → 9:35 衆議院議員会館会議室 徒歩 地下鉄丸ノ内線 徒歩 10:00 ④衆議院会館会議室(CN勉強会) → 11:40 国会議事堂前 ⇒ 11:52 東京 10:00～11:30 徒歩 地下鉄丸ノ内線 13:24 東京 ⇒ 16:04 新高岡 はくたか565号				
	宿泊先	なし			

①「震災時の公的支援について」

講師 地方公共団体金融機構 経営企画部 上席調査役 橘 清司氏

④脱炭素先行地域に選定された今後の展望について

講師 環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課長 近藤貴幸氏

都道府県独自の被災者生活再建支援制度

○42都道府県において独自支援制度を創設済み。

○このうち、29都道府県においては、恒久的制度として最大300万円を支給する独自支援制度を創設済み。

○この他、恒久的制度ではないが、9県において最大300万円を支給する独自支援制度を創設したことがある。

区分		支援法 との 供給	名 称	恒久 制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))							財政負担割合				制度の 開始時期
						全壊	解体	長期 避難	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	床上 浸水	その他	都道府県 金額	都道府県 1/2 市町村 1/2	それ以外 の割合	
1 北海道	○	○	北海道自然災害に伴う 住家被害見舞金	○	全世帯又は半壊が1世帯でも発生した災害	20	-	-	-	10	10	-	-	○	-	-	S49.9.24
	-	○	青森県被災者生活再建支援金	○	・1以上の全世帯が発生した自然災害 ・その他知事が特に必要と認める自然災害	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	R3.12.9
3 宮城県	-	-	福島県被災者生活再建支援事業補助金	-	・令和3年2月13日発生福島県沖地震 ・令和4年3月16日発生福島県沖地震	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	R3.3.22 (R4.3.18に 発生した福 島県沖地 震はR4.6.9 から開始)
4 秋田県	○	○	災害対策見舞金	○	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他 (災害規模は問わない)	60	-	-	-	20	20	20	-	○	-	-	S47.9.1
5 山形県	-	○	山形県被災者生活再建支援事業	○	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波 その他異常な自然現象による災害 (災害規模は問わない)	300	300	300	250	100	-	-	-	-	支援法適用災害 県:2/3 市町村:1/3 支援法非適用災害 県:1/2 市町村:1/2	被災地域	R4.11.8 (適用は R4.8.3から)
	○	○	山形県災害見舞金	○	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波 その他異常な自然現象 又は災害救助法による救助の行われる程度の火事 等しくは爆発による被害	30 (被害に照 る)	-	-	20 (被害に照 る)	20	20	20	10 (水害に照 る) 10 (水害に照 る) 10 (水害に照 る)				

【区分】

- ① 支援法適用災害で、法適用市町村において支援
- ② 支援法適用災害で、法適用外市町村において支援
- ③ 支援法が適用されない災害で支援

区分	支援法との併給			名 称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))							財源負担割合					制度の開始時期
	①	②	③				全壊	解体	早期倒壊	大規模倒壊	中規模倒壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	それ以外の割合	左記の負担する市町村	
16 石 川 県	○	○	-	-	石川県被災者生活再建支援補助金	○	県内において被災者生活再建支援法が適用された市町村が1以上ある自然災害	300	300	300	250	100	100	-	-	-	-	-	R5.6.30 (適用は R5.5.5から)
	○	○	○	○	福井県緊急被災者支援金	○	災害救助法第2条に規定する災害が発生した場合	10	10	10	10	10	10	10	2 (床下浸水)	○	-	-	H16.7.2
17 福 井 県	○	○	○	○	福井県災害見舞金	○	1. 原則として災害救助法の適用がなく、かつ市町村が災害対策本部を設置した小災害。 2. 11にかかわらず、 天災等による被害であって 生活意欲を失った場合 または 通達地域で復旧困難な場合等 特別な事情があるものについては、 関係諸団体のうえ対象災害とすることができる	5	-	-	2	2	2	-	-	○	-	-	H5.9.7
	○	○	-	○	福井県被災者住宅再建支援事業補助金	-	令和4年8月3日からの大雨による災害 (恒久制度ではなく、災害の都度、必要に応じて実施を後 附)	400	400	-	300	150	50	50	-	-	県: 2/3 市町村: 1/3	被災地域	R4.9.15
18 山 梨 県	-	○	○	-	山梨県・市町村被災者生活再建支援補助金	○	県内において住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害	300	300	300	250	100	-	-	-	-	-	県内では災害法適用無し 県: 2/3 市町村: 1/2 県内で災害法適用無し 県: 1/2 市町村: 1/2	H26.1.1
	○	○	○	○	山梨県災害見舞金	○	県内において10世帯以上の住宅が全壊等した場合	3	-	-	1	1	1	1	-	○	-	-	S57.8.1
19 長 野 県	○	○	○	-	長野県災害見舞金	○	1. 県内の一つの市町村の区域内において、 5世帯以上の住宅が被災した災害 2. 1の災害と同一の原因で発生した その他の市町村での災害	30	-	-	10	10	10	2	-	-	-	-	S49.3.1
	○	○	○	○	信州被災者生活再建支援制度	○	県内において住宅半壊被害が1世帯以上発生した災害	300	300	300	250	125	50	-	-	-	-	支援法適用災害 県: 2/3 市町村: 1/3 ただし、中規模世帯は 県: 1/2 市町村: 1/2 大規模世帯は 県: 1/2 市町村: 1/2 半壊世帯は 県: 1/2 市町村: 1/2 床上浸水は 県: 1/2 市町村: 1/2 支援法適用災害 県: 1/2 市町村: 1/2	被災地域
20 岐 阜 県	○	○	○	○	岐阜県被災者生活再建支援事業補助金	○	県内又は隣接県内で支援法が適用された災害及び知事が特に必要と認めた災害	300	300	300	250	100	50	30	-	-	県: 2/3 市町村: 1/3	被災地域	H16.12.16
21 静 岡 県	-	○	○	-	被災者自立生活再建支援事業助成金	○	支援法の対象とならない被害規模の災害	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	H11.11.12
22 愛 知 県	-	○	○	-	愛知県被災者生活再建支援事業補助金	○	支援法による支援の対象とならない種類の災害 (市町村が被災者に被災者生活再建支援金を支給した場合に、県は当該市町村に対し補助金を交付する)	300	300	300	250	100	-	-	-	-	○	-	H30.4.1
	○	○	○	○	災害見舞金	○	1. 災害救助法が適用されたとき 2. 被害が次の2つ以上に該当する災害 ①5市(区)町村以上で被害。 ②350世帯以上の住宅被害。 ③死者1または重傷者10以上の被害が発生。	10	-	-	-	5	5	2	-	-	-	-	S57
23 三 重 県	○	○	-	-	三重県災害見舞金	○	被災者生活再建支援法適用災害	10	-	-	5	5	5	2	-	-	-	-	H25.10.22

【区分】
 ① 支援法適用災害で、法適用市町村において支援
 ② 支援法適用災害で、法適用外市町村において支援
 ③ 支援法が適用されない災害で支援

	区分			支援法 との 併給	名 称	恒久 制度	対象とする自然災害の被災内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))								財源負担割合				制度の 開始時期
	①	②	③					全額	解体 費	基礎 建替 費	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	床上 浸水	その他	都道府県 1/2 市町村 1/2	それ以外 の割合	左記の 負担する 市町村		
24 滋 賀 県	○	○	○	○	被災者に対する災害見舞金	○	一の市町村において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 1. 県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生した自然災害 2. その他知事と被災市町村長の協議により対象とした自然災害	5	-	-	3	2	-	-	○	-	-	-	S40.8.1	
25 京 都 府	○	○	○	○	被災者に対する災害見舞金 ※6	○	大規模自然災害に係る被災者に対する災害見舞金 一、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 二、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 三、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 四、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 五、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 六、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 七、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 八、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 九、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 十、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 十一、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 十二、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 十三、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 十四、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 十五、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 十六、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 十七、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 十八、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 十九、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 二十、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 二十一、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 二十二、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 二十三、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 二十四、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 二十五、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 二十六、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 二十七、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 二十八、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 二十九、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 三十、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 三十一、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 三十二、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 三十三、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 三十四、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 三十五、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 三十六、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 三十七、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 三十八、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 三十九、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 四十、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 四十一、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 四十二、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 四十三、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 四十四、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 四十五、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 四十六、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 四十七、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 四十八、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 四十九、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 五十、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 五十一、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 五十二、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 五十三、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 五十四、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 五十五、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 五十六、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 五十七、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 五十八、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 五十九、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 六十、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 六十一、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 六十二、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 六十三、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 六十四、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 六十五、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 六十六、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 六十七、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 六十八、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 六十九、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 七十、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 七十一、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 七十二、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 七十三、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 七十四、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 七十五、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 七十六、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 七十七、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 七十八、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 七十九、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 八十、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 八十一、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 八十二、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 八十三、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 八十四、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 八十五、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 八十六、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 八十七、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 八十八、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 八十九、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 九十、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 九十一、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 九十二、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 九十三、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 九十四、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 九十五、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 九十六、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 九十七、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 九十八、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 九十九、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 一百、市内において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき	県: 2/3 市町村: 1/3	被災地域	H28.4.1										
26 兵 庫 県	○	○	○	○	被災者に対する災害見舞金	○	一の市町村において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 1. 県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生した自然災害 2. その他知事と被災市町村長の協議により対象とした自然災害	150	-	-	100	150	50	50	-	-	-	-	-	H17.9
27 和 歌 山 県	○	○	○	○	被災者に対する災害見舞金	○	一の市町村において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 1. 県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生した自然災害 2. その他知事と被災市町村長の協議により対象とした自然災害	600	-	-	600	600	600	600	-	-	-	-	-	H22.8
28 鳥 取 県	○	○	○	○	被災者に対する災害見舞金	○	一の市町村において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 1. 県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生した自然災害 2. その他知事と被災市町村長の協議により対象とした自然災害	90	-	-	35	25	25	15	-	-	-	-	-	S43.6
29 鳥 根 県	○	○	○	○	被災者に対する災害見舞金	○	一の市町村において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 1. 県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生した自然災害 2. その他知事と被災市町村長の協議により対象とした自然災害	20	-	-	-	10	10	5	-	-	-	-	-	H17.4.1
30 岡 山 県	○	○	○	○	被災者に対する災害見舞金	○	一の市町村において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 1. 県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生した自然災害 2. その他知事と被災市町村長の協議により対象とした自然災害	300	300	300	250	100	100	100	-	-	-	-	-	H13.7.6
31 広 島 県	○	○	○	○	被災者に対する災害見舞金	○	一の市町村において全壊(壊)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき 1. 県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生した自然災害 2. その他知事と被災市町村長の協議により対象とした自然災害	300	300	300	250	100	100	100	-	-	-	-	-	S62.4.21

【区分】
 ① 支援法適用制度で、法適用市町村において支援
 ② 支援法適用制度で、法適用外市町村において支援
 ③ 支援法が適用されない災害で支援

	区分			支援法との併給	名 称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容 (支援法適用外の市町村)	対象とする被害程度(最大支給額(万円))							財源負担割合				制度の開始時期	
	①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県1/2 市町村1/2	それ以外の割合	上記の負担する市町村		
32 山口県	-	○	-	-	山口県被災者生活再建支援金支給事業	○	県内で支援法が適用された災害 (支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	被災地域 H11.11.1	
	○	○	○	○	山口県災害見舞金	○	暴風、豪雨、雪害、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象による災害	10	-	-	10	10	10	-	-	-	-	-	S61.4.1	
33 徳島県	○	○	-	※6	徳島県生活再建支援事業	○	県内で災害救助法施行令第1条第1項第1号基準に達する被害がある市町村が発生した災害	300	300	300	250	137.5	112.5	75	-	-	県: 2/3 市町村: 1/3 を原則	被災地域 H29.6.15		
	○	○	○	○	徳島県小規模災害見舞金	○	自然災害及び火災等により生ずる被害(ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合を除く)	2	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	S50.4.1	
34 愛媛県	○	○	○	○	愛媛県被災者生活再建緊急支援事業	○	1. 被災者生活再建支援法適用災害 2. 支援法の適用外で被害被害が発生している市町村における災害	75	75	75	75	37.5	37.5	22.5	-	-	県: 2/3 市町村: 1/3	被災地域 H30.7.23		
	-	○	-	-	福岡県被災者生活再建支援金	○	県内で支援法が適用された災害 (支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	H24.7.3	
35 福岡県	○	○	-	○	福岡県被災者生活再建支援金補助金	○	県内で支援法が適用された災害 ・全世帯、解体、長期避難、大規模半壊、中規模半壊の被害にあつた世帯が、県内で発生を回避するために係る費用の負担を受けた場合、世帯に属する世帯員に対する補助(利率負担の軽減)を実施 ※上限100万円	100	100	100	100	100	-	-	-	○	-	-	H30.6.1	
	○	○	○	○	福岡県災害見舞金	○	県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害(同法第2条第1項での適用に限る) ・当該市町村の区域内の人口に占めて定められた数以上の世帯の住家が被災した災害 ・同一災害で、死者及び行方不明者が5人以上の災害 ・同一災害で、死者、行方不明者及び重傷者が20人以上の災害 ・当該市町村の区域内において5世帯以上の住家が被災し、死者又は行方不明者がある災害	10	-	-	5	5	5	3	-	○	-	-	S49.9.11	
36 佐賀県	-	○	○	-	佐賀県被災者生活再建支援金制度	○	県内で生じた自然災害で、被災者生活再建支援法の対象とならないもの	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	H31.3.19	
	-	-	○	-	佐賀県災害見舞金	○	火災(自然災害に起因するものに限る。) ・洪水、津波、地震、暴風等の災害により、5世帯以上の住家が被災したこと。 ・雪害その他の災害により交通が遮断し、他の世帯の生活必需品が欠乏し、自力で調達不能の世帯が5世帯以上発生した災害。	2以上 ※1	-	-	1以上 ※2	1以上 ※2	1以上 ※2	-	-	○	※3	-	H16.6.27	
37 長崎県	-	○	○	※7	長崎県・市町村被災者生活再建支援制度	○	本県又は隣接県で支援法が適用される自然災害 ・本県又は隣接県で災害救助法が適用される自然災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	100	-	-	-	-	県: 2/3 市町村: 1/3	被災地域 R3.7.13		
38 熊本県	○	○	-	-	県独自支援策 (災害規模等によって対応することとし、大枠(キーマン)のみを決定)	○	※隣接県一福岡県、熊本県、佐賀県	300	-	-	150	-	10	10	-	○	-	-	H25.5.27	
39 大分県	-	○	○	○	大分県被災者生活再建支援制度	○	全世帯、半壊、床上浸水の被害が発生した災害(全ての世帯)	300	300	-	150	150	150	5	-	○	-	-	被災地域 H18.4.1	

【区分】
① 支援法適用災害で、法適用市町村において支援
② 支援法適用災害で、法適用外市町村において支援
③ 支援法が適用されない災害で支援

	区分			支援法 との 併給	名 称	恒久 制度	対象とする自然災害の種類・内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))							財源負担割合				制度の 開始時期
	①	②	③					全世 帯	世帯 単位	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	床上 浸水	その他	都道府県 全 額	都道府県 1/2 市町村 1/2	それ以外 の割合	左記の 負担する 市町村	
40 宮 崎 県	○	○	○	○	宮崎県・市町村災害時安心基金	○	全世、大規模半壊、中規模半壊又は半壊(床上浸水)の 被害が発生した災害(全ての世帯)	20	-	15	10	10	10	-	-	○ (基金設置)	-	全市町村	H19.4.1
	-	○	-	-	宮崎県・市町村被災者生活再建支援金	○	支援法が適用された災害 (支援法適用外の市町村)	300	300	250	100	-	-	-	-	○ (基金設置)	-	全市町村	R3.3.11
41 鹿 児 島 県	○	○	-	○	鹿児島県被災者生活支援金	○	県内で支援法が適用された災害	20	-	20	20	20	20	※4 ※5	-	○ (基金設置)	-	全市町村	H18.8.25
42 沖 縄 県	○	○	○	○	沖縄県災害見舞金	○	県内で発生した、天然災害その他災害 (災害規模は問わない)	5	-	3	3	3	-	-	○	-	-	-	S47.10.11
合 計 (団体数) (制度数)	44	52	46	42都道府県 (支援法と同等の恒久制度を創設済み:29都道府県 65制度)															

※1(佐賀) 1人増すごとに1万円を加える
 ※2(佐賀) 1人増すごとに5万円を加える
 ※3(佐賀) 県は市町村において、左記の同額以上に支払った場合に支給する
 ※4(鹿児島) 店舗等が同等の被害を受けた小規模事業者
 ※5(鹿児島) 床上浸水以上の被災世帯、小規模事業者で、前年の1月1日から被災日までの対象災害においても
 ※6(豊後、後援、徳島、大分) 中規模半壊世帯のみ支援法に準拠して
 ※7(長崎) 支援法適用外災害のうち、本県又は隣接県で災害救助法が適用される自然災害に限って支援。

【区分】
 ① 支援法適用災害で、支援法適用市町村において支援
 ② 支援法適用災害で、支援法適用外市町村において支援
 ③ 支援法が適用されない災害で支援

令和5年度1月補正予算専決処分の概要



1. 予算編成の考え方

- 令和6年能登半島地震による被災者への生活支援に必要な予算を計上
- 地震で被害を受けた公共インフラの迅速な災害復旧を実施

2. 予算の規模等

一般会計1月補正予算額

112億2,610万円

〈一般会計〉

(単位:百万円)

区 分	金 額	財 源			内 訳
		国支出金	地方債	その他	
補正前の額	694,932	96,201	60,649	131,933	406,150
補正予定額	11,226	5,974	4,839	73	341
合 計	706,158	102,174	65,487	132,006	406,491

専決処分日 令和6年1月12日

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

支援法適用

適用とされない災害

都道府県の相互扶助に
おいて対応
(全都道府県の拠出による基
金から支援金を支給)

地方公共団体
において対応を検討

国から1/2補助(東日本大震災分は4/5)

2. 適用要件

- ① 災害救助法の適用基準のうち1号又は2号を満たす市町村
- ② 全壊世帯が10世帯以上の市町村
- ③ 全壊世帯が100世帯以上の都道府県
- ④ ①又は②の都道府県内で、全壊世帯が5世帯以上の市町村
(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①から③の区域に隣接し、全壊世帯が5世帯以上の市町村
(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①から③の都道府県が2以上ある場合、
 - ・全壊世帯が2世帯以上の市町村(人口5万人未満に限る)
 - ・全壊世帯が5世帯以上の市町村(人口10万人未満に限る)

3. 支援金の支給額

(世帯人数が1人の場合は、各該欄の金額の3/4の額)

制度の対象 となる世帯	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
・全壊 (損害割合50%以上) ・解体※1 ・長期避難※2	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	150万円
・大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	100万円
・中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25万円	25万円

➡ R2臨時国会で対象に追加(R2.7月豪雨も対象に含む。)

- ※1 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
※2 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村
(申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
加算支援金: 災害発生日から37月以内

令和5年度1月補正予算の概要

令和6年1月12日
経営管理部財政課

1 補正予算の概要

○一般会計補正予算額 112億2,610万円

令和6年能登半島地震に対する緊急的対応

○主な内容

(1) 被災者への生活支援

(2) 社会を支える公共インフラの災害復旧への対応

2 補正予定額

(1) 一般会計

(単位:千円)

区 分	金 額	財 源				備 考
		国支出金	地方債	その他	一般財源	
補正前の額	694,932,195	96,200,618	60,648,600	131,933,139	406,149,838	
補正予定額	11,226,097	5,973,572	4,838,500	72,600	341,425	
合 計	706,158,292	102,174,190	65,487,100	132,005,739	406,491,263	

(2) 特別会計

(単位:千円)

会 計 名	補正前の額	補正予定額	合計	主な内容
港 湾 施 設 特 別 会 計	2,312,108	997,000	3,309,108	被災した港湾施設の災害復旧工事
工 業 用 地 等 管 理 特 別 会 計	647,640	50,000	697,640	被災した県管理排水管破損の復旧に係る調査
流 域 下 水 道 事 業 会 計	歳 入	10,782,152	446,000	被災した流域下水道施設の災害復旧工事
	歳 出	10,835,615	446,000	

3 専決処分日

令和6年1月12日

3 被害状況

(1) 人的被害 20 代女性避難中転倒、70 代男性住宅敷地内転倒、
70 代女性避難中転倒

(2) 物的被害の通報件数

住家	住宅	195 件
	非住宅	42 件
	塀	163 件
非住家	灯籠等	70 件
	崖崩れ	4 件

※このほか、市内各所にて断水・水道濁り、道路舗装の割れ・隆起、電柱傾斜等の
通報あり

(3) 被災建築物の応急危険度判定の状況

1 月 13 日(土)現在 (括弧書きは 1 月 12 日(金)までの調査分)

調査済 (緑)	要注意 (黄)	危険 (赤)	合計
427 (426) 件	454 (453) 件	174 (174) 件	1,055 (1,053) 件

(4) り災調査の状況

1 月 13 日(土)現在 (括弧書きは 1 月 12 日(金)までの調査分)

	損傷率	判定件数	住家	住家以外 ※
損害 割合 合	全壊 (50%以上)	件	件	件
	大規模半壊 (40%以上 50%未満)	4 (4) 件	4 (4) 件	件
	中規模半壊 (30%以上 40%未満)	22 (22) 件	22 (22) 件	件
	半壊 (20%以上 30%未満)	8 (8) 件	8 (8) 件	件
	準半壊 (10%以上 20%未満)	49 (49) 件	49 (49) 件	件
	一部損壊 (10%未満)	696 (693) 件	638 (637) 件	58 (56) 件
合 計		779 (776) 件	721 (720) 件	58 (56) 件

※ 住家以外には、空家、車庫、納屋等を含む。



令和 6 年 1 月 9 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 6 年能登半島地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について（富山県）

- 令和 6 年能登半島地震による災害について、富山県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
氷見市 (ひみし)	1 月 1 日	第 1 条第 5 号	5 以上	—	—

注：上記の数値は令和 6 年 1 月 9 日（火）10 時 00 分現在の富山県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その 1/2 については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（法施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 5 号（同条第 3 号又は第 4 号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって、同条第 1 号から第 3 号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害）に該当することによる。

※ 1 令和 6 年能登半島地震による災害では、石川県（県内全域）において支援法を適用。

※ 2 氷見市は石川県に隣接し、人口 43,950 人（令和 2 年国勢調査による）であり、人口 100,000 人未満であることから全壊 5 世帯以上で第 5 号に該当。

（富山県においても同時発表。）

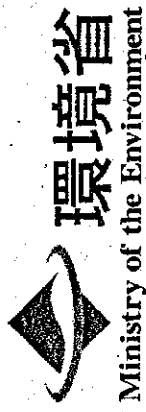
本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
宮下、津軽、北島
TEL 03-5253-2111（内線 51279）
03-3503-9394（直通）

災害法体系について



内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（総括担当）付

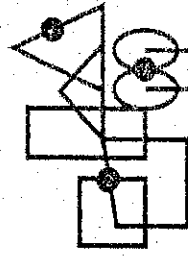


地域脱炭素の推進 ～脱炭素先行地域の実現に向けて～

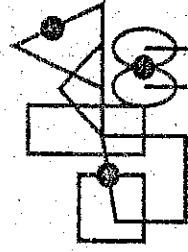
2024年 1月16日

環境省 大臣官房地域脱炭素事業推進課

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



脱炭素先行地域



Decarbonization
Leading Area



くらしの中のエコろがけ

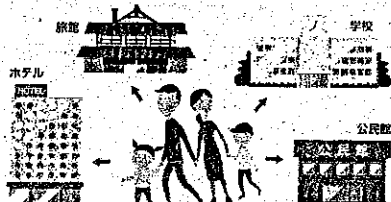
デコ活

避難所・福祉避難所

災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供などが行われます。

また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方は、福祉避難所や一般避難所内の要配慮者スペースなども利用できます。

- 在宅で避難生活をしている方も、避難所に配布する物資(食料、飲料水、ミルク、おむつ、生活用品など)や簡単な日用品(タオル、歯ブラシ、石鹸など)、「住まい」や「生活」に関する情報・相談、救護所がある場合は簡単な医療サービスを受けることができます。
- 大規模自然災害が発生し、自治体が避難所を開設した場合、高齢者等重傷化リスクの高い方への対応を助けるため、各自治体においてホテル・旅館や研修所等も避難所として利用されます。利用できる施設等については、最寄りの自治体におたずねください。
- 避難所には、段ボールベッドの設置やプライバシーを確保できるようパーティション周切り等も用意しています。



【福祉避難所等の利用に当たって】

- 配慮が必要な方以外は、原則として、福祉避難所の利用はご遠慮ください。
- 避難所や福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、福祉施設等への緊急入所や緊急ショートステイなどで対応する場合もあります。

食品の給与・飲料水の供給

災害により流通に支障が生じ、食料や飲料水が購入できない、自宅で調理ができない、自宅の水道水が出ないなどの場合、避難所において炊き出しや食料の給与、給水車による飲料水の供給等を実施します。



- 食料の給与や飲料水の供給は、避難所に滞在してなくても受け取れます。配給時間等を最寄りの避難所におたずねください。
- 飲料水については、給水車が巡回しますので、巡回時間をご確認ください。(給水車も用意しておりますが、数に限りがありますので、使い終わった給水車は再利用にご協力ください。)
- 詳しくは、避難所の職員等にご確認ください。



ブルーシートの展開 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の措置)

- 災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備えて、屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家のブルーシート等の展開
 - ・損傷を受けた住宅の外壁や窓戸へのブルーシートの展開やベニヤ板による簡易補修による風雨の侵入の防御
 - ・アパートやマンション等の外壁材(タイルやモルタル等)の剥落に伴う落下防止ネットの展開(損傷した住宅前を歩行する方々の安全確保(2次被害防止)のため)
- などに対して自治体から救助が受けられます。

- 対象：屋根、外壁、建具(窓や玄関)等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水が懸念される住家、自治体から「準半壊以上」(相当)と判断された方になります。
- ※「準半壊以上」(相当)の判断は、自治体職員による現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断します。

- 期 間：できるだけ速やかに実施してください。
- 支援内容：①ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の無料供給(自治体で支給する資材)②修理業者・団体によるブルーシート展開等の修理費用(資材を含む。)



自治体で支給可能な資材<一世代当たりの目安数量>		
品名	数量	規格や金額
ブルーシート	3枚	※3000又はこれに準ずる耐水性を有する製品(サイズ:5.4m×7.2m 参考価格:3,000円程度)
ビニールハウスロープ	1巻	マイカ線又はこれに準ずる耐水性を有する製品(長さ:300m~500m 参考価格:3,000円程度)
防水テープ	3巻	エースクロス011又はこれと同等の粘着性を有する製品(サイズ:20m×100mm 参考価格:1,000円程度)
土のう袋	50枚	UVブラック土袋又はこれに準ずる耐水性を有する製品(サイズ:15kg 参考価格50円/枚程度)

留意事項

- ブルーシート等の資材は、自治体から受け取って下さい。
- ブルーシートの展開を修理業者に依頼する際は、資材費と修理費について自治体から支払われます。(資材を支給した場合は、修理費だけとなります。)
- 修理業者との契約は自治体が行います。(現金を給付する制度ではありません。)
- また、限度額を超えた費用は、ご本人の負担になります。
- 1人での作業は非常に危険です。作業はできるだけ適切な装備(ヘルメットや安全帯)を装着して、高所作業の経験者と2人以上で行いましょう。
- 住家が対象となります。物置、倉庫、駐車場等は対象外となります。
- 修理前、修理後の写真が必要で、修理業者が撮影し、撮影を依頼します。
- 破損状況を簡易に撮影してください。カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

被災されたみなさん

災害時の

「住まい」と「生活」の 再建に向けて

このリーフレットは、災害発生後、被災された方へ、支援制度を知ってもらうために作成しています。災害時に受けられる支援制度は、災害の規模や被害の程度により異なりますので、制度を活用の際は、自治体にご確認ください。

内閣府(防災担当) 令和5年7月作成

各種手続に必要な「災証明書」

「災証明書」は、災害による住宅の被害の程度を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要になります。

- 交付窓口は、各市町村です。
- 申請すると、市町村職員による住宅の被害認定調査が行われ、後日、調査結果に基づき「災証明書」が交付されます。
- 手続には、申請書、身分証明書等が必要です。

留意事項

カメラでもスマホでも結構です。
被災した住宅の状況を
写真で撮影してください。

※修理や片付けをしましてからでは、正確な調査が困難となります。修理などをする前にもあらかじめ、被害箇所の写真を撮影してください。

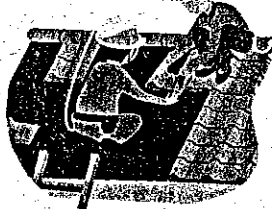


都道府県・市町村の問い合わせ先

被災住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限の部分的修理)

日常生活に必要な必要最小限の部分的修理は、自宅が一定の被害(大規模半壊、中規模半壊、半壊(半壊)又は準半壊)を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等、日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するものです。

- 工事費用の限度額は、お住まいの自治体におたずねください。
- ※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなされます。
- ※全壊であっても、修理すれば住居が可能なら、対象とすることができます。
- ※現金を支給する制度ではありません。
- 日常生活に必要な必要最小限の部分的修理に当たっては、自治体で修理業者と契約します。
- (修理限度額を超える工事費用は自己負担です。)
- 詳しくは「住宅の応急修理Q&A」で検索ください。
- 住宅の被害を受け公営住宅等や避難先として短期間利用された方であれば、応急修理の実施が可能です。



修理に必要な書類

- ①住宅の応急修理申込書
- ②災証明書(写し)
- ③修理前の被害状況が分かる写真
- ④修理見積書(修理業者に作成を依頼してください。)
- ※希望する業者がない場合は各市町村が業者を紹介します。
- ⑤資力に関する申出書(中規模半壊、半壊及び準半壊の方)

留意事項

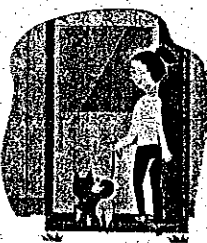
- カメラでもスマホでも結構です。自宅の被災した状況を写真で撮影してください。
- 修理業者との契約は自治体が行いますので、被災された方自らが契約をしないで行ってください。
- 万が一、自ら契約をして修理を実施しても、修理代金を支払う前に、まずは最寄りの自治体にご相談ください。
- 申込書等は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口で受け取ってください。

応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅は、自宅が倒壊するなど住むことができなかった場合に入居するものです。

入居対象者は以下のとおりです。

- ①住宅が全壊、全壊又は流出等の被害を受けた方
- ②住宅の被害が半壊又は大規模半壊であっても、住宅として利用ができない方
- ③地すべりにより避難指示を受けているなど長期にわたり自らの住居に居住できない方



※フルバス、半壊、モルタル等の損傷、避難所等を利用した方など、様々な応急仮設住宅があります。

※半壊又は大規模半壊となり、住宅として利用ができない場合の具体例

- ①倒壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方
- ②水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- ③屋根等が損傷し、屋内浸水により、住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 など
- 賃貸型の仮設住宅は、世帯人数に応じて家賃が設定されていますので自治体に確認をしてから物件の検討を行ってください。(現金を給付する制度ではありません。)
- 自宅での居住が難しい等の場合には、公営住宅に一時的に入居できる場合があります。詳細は自治体におたずねください。

留意事項

- 応急仮設住宅の貸与期間は最長で2年間です。その間に恒久的な住まいの確保を行ってください。
- 応急修理が1か月を超え、上記①、②に該当する場合には、最長で6か月間、仮設住宅に入居することが可能です。なお、工事が完了した場合は、速やかに退去していただくこととなります。
- まず、自分で物件を確保前に自治体又は自治体の設置する住宅相談窓口にご相談ください。
- 民間賃貸住宅を利用した仮設住宅に入居する場合は、家賃上限を超えないようにしてください。(家賃上限を超えると、仮設住宅の入居対象になりませんのでご注意ください。)
- 高齢の方や障害をお持ちの方は、自治体に相談の上、仮設住宅を決定してください。(病院に近い物件、低階層、バリアフリー住宅への入居など窓口でご相談ください。)
- ペット連れの方も自治体に相談の上、応急仮設住宅を決定してください。

災害に便した悪質商法への注意喚起

- 被災地では災害に便した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があらわれました。こうした施工業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。
- まずは、修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してください。
- また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。

見守り 新鮮情報

台風で屋根が破損し雨漏りしたので、慌てて手元にあったチラシの事業者に電話して来てもらった。応急処置としてブルーシートを掛けてもらい、屋根のふき替え工事をしてもらったことが約200万円と高額だった。もっと安い屋根材を使うようお願いしたが、「これしか扱っていない」と言われた。雨漏りで困っていたこともあり契約したが、やはり高額なので解約したい。(70歳代 女性)



慌てないで! 災害後の住宅修理トラブル

ひとこと助言

- 豪雨や台風など自然災害による被害で、住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。
- 安心して依頼できる事業者について、日ごろから情報を集めておくことも大切です。
- 自然災害が起きた後は、住宅修理や悪質商法などの様々な相談が寄せられます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して行うものです。



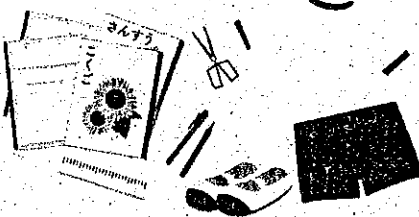
- ① タオルケット、毛布、布団などの寝具
- ② 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツなどの下着
- ③ タオル、靴下、靴、サンダル、傘などの身の回り品
- ④ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパーなどの日用品

- ④炊飯器、鍋、包丁、ガス器具などの調理道具
⑤茶碗、皿、箸などの食器
⑥暑さ、寒さ等による健康被害を防止する観点から必要とされるもの
⑦居機、電気ストーブ又はこれに準ずるもの
⑧高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要とされる紙おむつ、スローマ用具などの消耗器材
⑨輸送品目の詳細は、自治体により異なる場合もありますので自治体にご確認ください。

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ、ドライヤーなどの家電製品

- ❖ 基準額は被害の程度、世帯人数及び夏期・冬期によって異なります。お住まいの自治体におたずねください。
- ❖ 支給品は、世帯人数により上記基準額の範囲内までの申請となります。
〔見舞金ではないため、全ての品目を給与又は貸与する訳ではありません。〕
- ❖ 申請票空白は、自治体になります。自治体で申請様式を取りください。
- ❖ 手続には、申請書のほかに、戸籍証明書、身分証明書等が必要になります。
- ❖ 現金を給付する制度ではありません。現物を給与・貸与することになりますので、お断り先を管理します。

住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上湧水による喪失若しくは
損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小
学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行うものです。
(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外。)



①教科書及び正規の教材
学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑など

②文房具及び通学用品

- a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、画用紙、下敷き、定規など
- b. 傘、靴、長靴など
- c. 運動靴、体育着、カステネット、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具など

- 学用品の給付は、災害による教科書の遅延を防止する観点から行うものです。見舞品ではないため、全ての品目を給与又は貸与する訳ではありません。
- 義葬額はお住まいの自治体にお任せください。
- 棺桶のセツや遺贈のセツ等は、内容等毎に判断ください。
- 申請窓口は、自治体又は学校になります。自治体又は学校で申請様式を受け取りください。
- 現金を給付する制度ではありません。現物を給与・貸与することになりますので、お受け先を確認します。

被災者生活再建支援金は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建を支援するために支給されます。

- 対象となる自然災害：1市町村で10世帯以上全壊した災害等
○対象となる被災世帯
①全壊世帯
②大規模半壊世帯
③解体世帯(半壊解体・敷地被害解体)
④中規模半壊世帯
⑤反用避難世帯
※詳しくはお住まいの自治体におたずねください。



	基礎支援金 (住宅の築造費)	加算支援金 (住宅の再建方法)	計	
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃貸(公営住宅除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅除く)	25万円	25万円

加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等)の写し等



- ◎住家の被害程度を示す「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」は市町村の発行する「災害証明書」に記載があります。
- ◎店舗や空き家等は対象外となります。
- ◎解体世帯は、半壊等の被害を受け、やむを得ない理由で解体に至った場合に申請可能です。
- ◎長期避難世帯の認定は、都道府県が行います。
- ◎「基礎支度金」、「加算支度金」それぞれ、申請期限がありますので、期限内に申請してください。
- 【申請期限】 基礎支度金：災害発生日から13月以内
加算支度金：災害発生日から37月以内

災害甲斐金は、一定の自然災害により死亡した方の遺族に対し、甲斐金を支給する制度です。

災害障害見舞金は、一定の自然災害により重度の障害を受けた方に対し、見舞金を支給する制度です。

※詳細については自治体におたずねください。

○災害弔慰金

- 受給対象：死亡した者の死亡当時における
 - ①配偶者、子、父母、孫、相父母
 - ②兄弟姉妹
- （死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
- 支給額：生計維持者が死亡した場合 500万円
- その他の者が死亡した場合 250万円
- 〔重度の障害を受けた場合〕
- 災害障害見舞金
 - 受給者：災害により重度の障害（両眼失明、両上肢ひび関節以上切断等）を受けた者
 - 支給額：生計維持者の場合 250万円
 - その他の者の場合 125万円

一定の自然災害により被災された方の生活の立て直しのため、貸付を受けることができる制度があります。

- 災害復旧資金貸付金
- 受給者：対象災害により、食料又は住居、療養に被害を受けた者
- 貸付限度額
- | | | | | | |
|-----------------|-------------|---|-------|---|----------------|
| ①世帯主の1か月以上の負債 | 150万円 | } | 250万円 | } | 270万円
(350) |
| ②家財の1/3以上の損害 | 150万円 | | | | |
| ③住居の半壊 | 170万円 (250) | | | | |
| ④住居の全壊 | 250万円 (350) | | | | |
| ⑤住居の全壊が消失若しくは消失 | 350万円 | | | | 350万円 |

○**市例別段**
世帯人数あたりの市町村民税別における前年の税所得金額
・1人(220万円) ・2人(430万円) ・3人(620万円) ・4人(730万円)
・5人以上進歩ごとに730万円に30万円を加えた金額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあつては、1,270万円とする。

○**貸付利率**:年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子)
○**償還期間**:3年(特別の場合5年)
○**償還利率**:10年(据置期間を含む)

災害復興住宅融資は、住宅金融支援機構が提供する、住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金に対する融資です。地震や大雨等の自然災害で住宅に被害が生じた旨の「**り災証明書**」が地方公共団体から交付されていることがご利用いただけます。

⑤ **全期間固定金利**
お申込み時の貸付金利が適用されます。加入する団体信用生命保険の補償等に応じて貸付金利は異なります。

⑥ **元金据留期間の設定**
返済把握を同時に軽減することを目的に、融資の契約日から当初一定期間（最长3年（補償の場合は1年））は利息のみの支払回数を設定できます。

⑦ **融資手数料および保証料は不要**

⑧ **お申込みいただける方**
次のいずれか全てに当てはまることが必要です。
① 就労先が融資が受けたい住宅の所有主または居住者で、地方公共団体から「住民票簿」を提出されている方
② 収入明細書、返済計画書、収入証明書を原本提示の上、写しの提出が可能な方です。

⑨ **ご自身もしくは被扶養した親族が居住する特定の住宅**
① 占有にもくめるお借入れの年間の合計返済額の割合（総返済負担率）が標準（年額400万円未満：30%以下、年額400万円以上：35%以下）を満たしている方
② 日本国籍の方または永住許可等を授けられている外国人の方
※ 親族とは、自然親族によるものではなく、縁組が成立した事実者による。

[illegible]

毎月のお支払は利息のみで、借入金の元金は申込人(連帯債務者を含む。)全員がお亡くなりになったときに一括してご返済いただく仕組みのため、月々のご負担を低く抑えられます。

＜お問合せ先＞ 住宅金融支援機構お客さまコールセンター
（災害専用ダイヤル） 0120-086-353（通話無料）
受付時間 9:00～17:00（土日・祭日も受付）

風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。

既に加している方も補償対象・内容が十分に見直してみましよう。



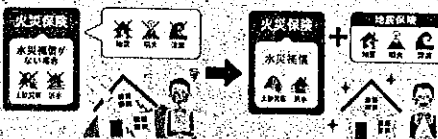
出典：内閣府防災情報のページ
<https://www.bigital.go.jp/>

(詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう)

[illegible]

耐用の軒瓦となるので、毎々の共通便所にご寄託ください。

例えば、一般的な火災保険では、地震・戦火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されませんので、それらに備えるためには「地震保険」を付帯する必要があります。また、ご加入の火災保険にご「水災補償」が含まれていない場合もあるため、補償される範囲をご確認ください。



地震で住宅が被災すると、再建費用は大きなものとなり、行政の支援金などだけでは不足する場合があります

備えて安心地震保険の話

震による被災は補償されませんので、備えの一つとして「地震保険」
をご検討ください。

日本損害保険協会 地震保険部

生活を守る!防災・減災情報(地産)

日本図書館協会刊行雑誌へ

令和 6 年 1 月 1 9 日

未来創政会

高岡 宏和



視察報告書

視察日程 令和 6 年 1 月 1 5 日（月）～1 6 日（火）

視 察 先 第一議員会館

環境省

視察事項

① 勉強会「被災者支援」について

講師 地方公共団体金融機構 経営企画部 企画課長 橘 清司 氏

② 環境省事務次官との意見交換

環境省事務次官 和田 篤也 氏

③ 勉強会「脱炭素先行地域」について

講師 環境省 地域脱炭素事業推進室 近藤 貴幸 氏

（内容）

① 被災者支援についての勉強会

災害法体系について、被災者支援の観点から説明を受けた。

講師の橘氏は生まれが高岡市で高校卒業まで、高岡市に在住されていた。今回の地震の際は実家の長慶寺におられたとのことだった。また、東日本大震災の際には福島におられ、震度 6 強を体験されたとのことであった。このため、今回の高岡市での震度 5 強は強い地震ではあったが、地震としての避難は必要ないと思っておられたようで、震度 6 以上の地震というのは途方もない強さなのだということと、震度 5 強は今、我々が大きく騒ぐほど大きな揺れではないのだということがわかった。結局、周りの家族に促され、避難所に行かれたそうであるが、その際にもペットや携帯のコンセントの利用など、本当に被災されて困ったときの利用について、考えさせられる事柄が多くあったそうである。この件については我々もいくつかの改善点があると認識しているので、今後議論をしていかなければならない。

今回の地震での本市における被害は、ブロック塀や灯籠の倒壊、内壁の倒壊が主ではあったが、中には一部の地域で、液状化現象による道路の陥没や家屋の一部倒壊、上下水道の破損があった。特に家屋の損傷の中には今後住居として維持できないものも多数存在する。これらの被害について、今後、国や県、市がどのような支援ができるのかということを勉強した。

本市の建築政策課が行う、被害調査、市民課が行う罹災証明の発行などは、市民がよく理解していない点も多いようで、よりわかりやすい説明が今後求められる。また、国をはじめとする支援は今回の災害が激甚災害に認定されたことにより、通常の災害以上に手厚い支

援が受けられる。しかしながら、被害の規模は甚大で、その支援だけでは決して回復できないことも理解しなければならない。県独自でできる支援制度に被害者生活再建支援制度があるが、これまで富山県においては災害が少なく、この制度がまったく整備されていないことに驚いた。今後は富山県に働きかけ、充実した制度に変えていかねばならない。さらに市としても独自の支援をしていく必要がある。高岡市として、破損した道路や農地は激甚災害に認定されたことで、国からの交付税措置が通常より高くなるものの、その交付金ですべてが復旧されるわけではなく、市が大きな予算を確保しなければならない。今後の財政負担について議論していかなければならない。特に今回の被災で大きかったのは液状化現象によるものである。伏木の沿岸部や横田地内、木津、牧野など、昔、海や沼地、川であったところが被害を受けている。あたらしい住宅の建築には、その土地が過去にどのような利用がなされていたのかを検証することが、必要である。

今回の被害を受け、被害を整理し、今後どのように復旧にいくのか、議会としても議論していかなければならないと強く感じた。

② 環境省事務次官との意見交換

環境省事務次官和田篤也氏との意見交換を行った。和田氏は北海道大学出身で父が北海道開発庁におられたこともあり、橘代議員とも交流があるとのこと、また、これまでの上司であった、梶原氏など、高岡市にまつわる方が多く、高岡市に親近感をもっておられた。本年度中にぜひとも、高岡市に来ていただきたい旨お伝えした。

③ 勉強会「脱炭素先行地域」について

環境省 地域脱炭素事業推進室 近藤 貴幸 氏を招き、第4回脱炭素先行地域に高岡市が選定されたことを踏まえ、今後、高岡市としてどのように進めていくのか、他市の事例を参考に講演いただいた。2030年度までに2050年カーボンニュートラルの実現はもちろんであるが、脱炭素の先行地域は地域課題の解決し、住民の暮らしの質の向上を実現することが、大きなテーマとなる。そのため、今回、大きな予算も付くが、ハードの導入であれば、20年から30年後には改めて、投資が必要になることから、民間を巻き込んだ、長い目で見た投資が必要である。本市以外で採用となった地域では、地域電力をつくり、再エネや地域還元に取り組むところが多い。なお、その企業は外資系であったり、地元以外の企業であった場合、利益のみ吸い取られるおそれがあるため、北陸電力など、地元企業が推進していくべきとのアドバイスを頂いた。脱炭素先行地域のその他地域への波及効果も重要なテーマである。他地域で参考になる事例を精査し、本市でも活かせるよう、研究が必要である。脱炭素先行地域以外にも重点対策加速化事業や再エネ地域中核人材育成事業脱炭素まちづくりアドバイザー派遣制度など、有効と思われる支援策もあるので、活用すべきである。

以上



○1月15日(月)

・13:10～

場所：衆議院第一議員会館会議室にて

災害法体系について

講師：地方公共団体金融機構

経営企画部企画課長兼リスク管理統括課長 橘 清司氏

今回の講師は、高岡市出身で元日の地震の際も帰省中に被災され、高岡の実家も塀が倒れるなど大変な思いをしたと伺った。復興庁に出向されていた経験もあり、地元に貢献できればとの思いでお話をいただいた。

タイトルの通りまずは災害救助法の説明から、その目的や救助の種類、適用をどういった手順で行っているか、国庫負担の割合についても。その後、激甚災害制度の概要についても「本激」と呼ばれる明らかに指定基準に該当するものがあるものの他に、「局激」と呼ばれる査定を経て早期なのか年度末なのかに分けて指定されるものがあるとのこと。

今後問題となってくるのは、全壊や半壊など分かりやすいもの以外の一部損壊などの破損状況をどう自治体の独自性（を持って認定していくのかが論点となってくるとのこと。特別交付税としてくるのが正当性を主張できるようにしておくことが必要。また、注意することとして認定する技術者の公平性、危険度判定がローカルルールではいけないこと、中小零細企業などに対してのグループ補助だとやりやすい等々。

これからでも、被災された方々に十分に対応できるようきめ細やかなヒアリングと柔軟な思考が必要なのだと思われた。

また、災害に対するアプローチは、都道府県はもとより基礎自治体となる市町村でもまちまちであることを再認識させられたが、災害の元々少ない富山県においては早急に検討していかなければならない課題である。

・16:00～

場所：環境省 事務次官室

面談：環境省事務次官 和田 篤也氏

和田事務次官が、高岡市議会事務局の宮崎係長が環境省に出向していた時の上司ということもあり、この研修にあわせて面談のセッティングをしていただいた。

ちょうどこの日が、第4回脱炭素先行地域の選定授与式が都内であったこともありそのフォローもお願いするとともに今後の取り組みの姿勢について伺った。

○1月16日（火）

・10:00～

場所：衆議院第一議員会館会議室にて

「地域脱炭素の推進」について

講師：環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課 課長 近藤貴幸氏

環境省から地域脱炭素の推進・脱炭素先行地域の実現に向けてと題して説明を受けた。

前日にあった、脱炭素先行地域の選定授与式の担当課長であり自らが直接かかわってきたことであることと、旧自治省の経験もあることから予定の時間を大幅に超える濃い内容の説明をいただいた。

脱炭素先行地域は、文字通り脱炭素の「先行地域」なので、環境省としても認定だけをして終わりではなく以下に持続可能な形で地域のためになるかどうかは今後のカギとなるので本気だと。

少子高齢化や空き家問題などの地域課題を解決し、住民の暮らしの質を向上させながら同時に解決させることが狙いである。そのため、フォローアップとして毎年度報告を求め、評価委員会においてヒアリングを行い評価・分析を行うとのこと。また、評価委員の中でもフォローアップの専属委員をつけるとのこと。

今後は、認定された高岡の目標実現にむけて進むことはもちろん、一番ネックとなる地域住民の合意形成を進めるためにも我々市議会議員として必要なスキルを是非とも他地域の例を参考にブラッシュアップアップして欲しいとのこと。

例として、苫小牧市ではグリーンエネルギーでつくった電力を北海道電力に売電し市民に電気料の削減として還元したり、秋田県大潟村では下水汚泥をバイオマス発電に利用するなど、また、千葉県匝瑳市では水田に太陽光パネルを設置して敷設面積を広げる等々参考にして欲しいとのこと。

高岡の強みとなる、中心市街地の活性化と基幹産業であるアルミを中心としたサーキュラーエコノミーを実現するためにも今後のスピードと実行力が必要なのだと考えさせられた。

視察報告書

曾田康司



震災時の公的支援について

地方公共団体金融機構
経営企画部企画課長 兼 リスク管理統括課長
橘 清司 氏

災害が発生した際の公的支援についてお話を伺った。
過去の災害の発生により、状況が変わっている。
今回の、令和6年能登半島地震についての県内の被害状況は、液状化現象による被害が顕著である。
過去の災害支援法では、まだ液状化現象による被害の救済が追いついておらず、被災者が取り残される可能性がある。
ぜひ、早急に液状化現象による被災者を救済する法整備を進めていただきたい。

脱炭素政策と地方自治について
環境省 地域脱炭素事業推進課 課長
近藤 貴幸氏

第4回の脱炭素先行地域に高岡市が先手された。
高岡市が選定された要素の一つには、使用済み太陽光発電システムを再利用する事。が独自の技術として着目されたとの事。
地場の特徴である金属産業の歴史と技術があつてこそその結果である。
一方で、街中エリアでの取り組みについては、住民の理解と協力が得られるかが課題である。
今後、住民と一体となった活動が望まれる。

自民党未来創政会視察（1月15日・16日）報告書

中村 清志



講習1. 第一議員会館 B1 第1会議室

① 震災時の公的支援について

～冒頭橘慶一郎衆議院議員、その後内閣府経営管理部財政課橘課長より～

1月14日現在の被害状況数値データを提示される。高岡市における被災建築物の応急危険度判定が、速やかにおこなわれたことがうかがえた（調査総数 1,055 件）一方、罹災調査については今後増え続けることが予想される。損傷率10%未満の「一部損壊」と判定された比率が9割以上であることから、すぐに支援を得られる対象でない方が大変多いことが分かる。辛い思いをしていることに違いはないはずの被災者に寄り添うため、これまでに策定されている補助金・見舞弔意金・様々な助成制度などの枠を超えた国・県の予算計上が必要であると思われた。

大規模な地震や風水害の度に復旧・復興に関する法律が見直されているなかにおいて、例えば救助にスピードを求められたケース等で、費用負担を考慮しながら自治体が法律適用判断をしなくてはならないことは非常に難しいことがうかがえる。今回本市は激甚災害に指定されていないなかで、財政の負担を緩和させるべく別の特別措置を模索しながら現場対応に臨んでいかなければならない。加えて被災した度合いにより支援制度の対象になるならないの境目で起きるであろう不平・不満に、我々は寄り添って適時要望をあげていかななくてはならないと感じた。

講習2. 衆議院会館会議室

① 地域脱炭素の推進について

～環境省 大臣官房地域脱炭素事業推進課近藤課長より～

これまでに脱炭素選考地域に選定された74地域から、特性に応じた取組み事例を抜粋して説明を受ける。本市が採択されたことについては、資源の循環という点でしっかり特徴的であり、基幹アルミ産業だけでなく広く官民一体となって取り組まなければクリアできないものとあらためて痛感する。経済の循環という観点からは、設備の更新時期にはどうするのかといった課題が見えもするが、採算性を重視し過ぎないことがポイントではないかと考える。

本市では、対象エリアである中心市街地への説明会は既に始まっているとのことだが、広報PRだけではなく、市民の行動変容を求めオリジナル施策を盛り込むことが肝心であろう。よって今後、当局には担当課を新設して事業性を高め、住民の暮らしの質向上を目指していただきたく、当然我々も協力していきたいと考える。

視察報告書

未来創政会 田中 勝文



期間：令和6年1月15日（月）～16日（火）

① 令和6年1月15日

視察先：衆議院第一議員会館 第1会議室

震災時の公的支援について

地方公共団体金融機構 経営企画部上席調査役 橘 清司様

2024年1月1日、最大震度7をもたらした能登半島地震が発生した。本市では震度5強を記録し、市内各地で家屋被害、道路陥没、地面隆起・液状化など甚大な被害が発生しました。昨年夏の豪雨災害に続き、自主避難所が開設され、災害の深刻さを再認識する中、災害時の公的支援について学びました。今回の能登半島地震で市内では多くの方々が家屋や敷地に被害を受けました。これからの生活が不安で、家の修復についてもどう進めれば良いのか、といった不安が次から次へと湧いてくることが予想されます。過去の都道府県独自の被災者生活再建支援制度をみると、災害ごとに異なる状況がありますが、富山県の支援が不十分であると感じました。まずはこの制度を見直してより充実させるべきだと思います。

災害救助法が適用されたことにより、被災者生活再建支援制度も適用となるわけだが、今回の能登半島地震の本市が受けた被害状況は、適用されず厳しい結果になったが、富山県が被災者支援パッケージを実施したことは良いことである。一方で住家被害は氷見市の全壊16、半壊22、一部破損167件であるのに対し、高岡市は全壊0、半壊34、一部破損686件と、一部破損の件数が際立っている。（令和6年1月14日現在）一部破損と言ってもその被害状況は様々であろうし、深刻さも推し量ることは困難である。支援のメニューは多くあるのだろうが、余震が続き被災者の不安をより和らげるためにも被災者に寄り添った対応、支援が重要である。同時に被災者に対する心のケアも大切な支援となる。

被災者支援制度の利用や保険の請求時に必要なり災証明を取得する際、窓口が大変混雑することがあります。何よりも重要なのは、心身ともに被災者に寄り添うことです。

② 令和6年1月15日

視察先：環境省事務次官室

和田篤也環境事務次官との意見交換

和田篤也環境事務次官

昨年11月、環境省より本市が脱炭素先行地域に選定された。環境省事務方トップである和田篤也環境事務次官が、本市議会事務局の宮崎主任の元上司ということで面談がなかった。国土交通省、財務省など関係省庁と調整事が多くとてもご苦労されているとのことでした。

③ 令和6年1月15日

視察先：日本橋とやま館

現地視察と国会議員との意見交換

橘慶一郎衆議院議員

堂故茂参議院議員

能登半島地震発生後、常に対応に迫られ、常に地元のことを思われておられました。

④ 令和6年1月16日

視察先：衆議院第一議員会館 第4会議室

地域脱炭素の推進について

環境省 地域脱炭素事業推進課課長 近藤 貴幸様

我が国は、2050年までにカーボンニュートラルという高い目標を掲げた。更に20年前倒しの2030年までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取り組み実施の道筋をつけ、農村・漁村・やんば・離島・都市部等の多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現に向けて本市は、2023年11月、第4回の脱炭素先行地域に選定された。本市の取り組み事例を基に現状と未来への展望を学んだ。

中心市街地活性化と脱炭素の資源循環モデル。本市の基幹事業であるアルミ産業界を巻き込み、中心市街地に太陽光発電設備の導入を進めるとともに、廃アルミの資源循環への取り組み拡大による地域循環経済の構築と産業の活性化とサーキュラーエコノミーモデルの構築が期待される。とりわけ再生可能エネルギーの台頭で太陽光パネルが随所で設置されて2030年代以降、一気に耐用年数を迎えることが予想され、パネルとアルミの分別処理を行うことで太陽光パネルの再資源化による資源循環に期待が高まる。全国から使用済みの太陽光パネルを受け入れ、再資源化技術を提供していくことで大量廃棄課題の解決にもつなげることも期待される。中心市街地での脱炭素の取り組みが大きな成果を上げ、市

民全体の行動変容につなげることで賑わい創出を図れるよう、市民に温度差が無いよう今後とも啓発・周知徹底していかなければならないだろう。

研修報告

水口清志



1月15日(月)は第1議員会館において震災時の公的支援についてお話を伺いました。講師は、地方公共団体金融機構経営企画部 上席調査役 橘 清司氏であります。

16日(火)は環境省 大臣官房地域脱炭素事業推進課長 近藤貴幸氏より脱炭素先進地域の実現に向けてと言う内容のお話を伺いました。

1月1日に発災した能登半島地震は私たち富山県民が過去に経験したことの無い大規模な地震でありました。能登半島の被害が甚大であることは日ごとに認識が深くなって参りましたが、発災当初は人命の確保が最優先はもちろんであります。日が進むにつれて生活再建に進み、生活は関連が幅広く、住宅関係からライフライン全般に広がって行きます。行政の支援も多方面となって行き、メニューの把握も複雑多岐にわたり、被災者に効率よく伝わり効果的に利用して頂かなくてはなりません。家屋の被害調査と罹災証明のための調査も被災者にはよくわからない分野でごちゃごちゃに受け取っている被災者が多いのが実態のようです。

通常心では無い精神的な状況下での被災者だからなおさら行政からの発信は被災者に寄り添った伝え方が必要です。金銭的な支援は実が有り重要な中ではありますが、整理できる支援内用の伝え方が、災害被災者に寄り添う形になるものと感じています。家屋の再建は最重要な中で、周辺の被災地周辺インフラ関係は、個人では復旧をする事はほぼ困難でありますので、行政が中心となるのは当然で有り、その中で計画的にスムーズに復旧・復興をして行くには、自治会をはじめとする地域コミュニティが十分な力を発揮しなければなりません。災害いざと言う時の為にも地域コミュニティがしっかりと市民のために機能するように日頃の支援が重要である事も再認識致しました。

16日は衆議院議員会館において、「脱炭素先行地域に指定された今後の展望について」

を勉強させて頂きました。

かなり以前は二酸化炭素排出量削減と言うような言葉もあったように記憶していますが、近年は生活環境から炭素を使わない、出さないと言う方向に進化してきました。人間が生きていく上で炭素の排出は、避けられない事は当然であっても、出した分を吸収する方法を考えれば、脱炭素でありその事が

「カーボンニュートラル」と言う事になっているのだと、最近認識をしてきました。人の意識はそれぞれで有り、脱炭素の重要性必要性というのは、様々な機会というかきっかけで大きく変わっていく物だとも認識を致しました。私自身は息子と脱炭素・カーボンニュートラルを話ししていることで、その認識を改めて感じたところでもあります。そのちょっとした会話でのきっかけを作ったおかげで、様々な機会を捉えてさらに脱炭素について認識を深めていくことが、できるように思っています。

講演会や、講義、シンポジウムなどの機会は大変有意義な時間なので、関われば関わるほど関わるほどに脱炭素について取り組まなければならないと感じてくるのであらうと思います。

本市の脱炭素先行地域としての取り組みには、民間企業の賛同協力もあり、先行地域らしく取り組んでいる事は歓迎すべき事であると思っています。太陽光パネルの廃棄処分と再利用は、秘められた課題も含めまさに的を得ているような事業でありますし、政府としても多くの脱炭素事業もあると思いますが、全面的な応援の目を向けられることに期待をしております。市民レベルであるところの個人個人にはそんなに深く関係していないと思いがちでもありますが、5 ほどの炭素を出すことに関わるのであれば、5 ほどの炭素を吸収（処理）していく行動やシステム・制度づくりに関わって行くことが、カーボンニュートラルへ向かう大きな前進で有り、重い一歩であると感じます。個々の理解と取り組みが、生活環境・地球環境を守っていくと言う事を認識していく事は大切な事であり人間の使命でもあると感じます。市民一人一人の理解と行動が、この先何千年程で人間社会が終わるのか、さらに何億年続いて行くのか、市民に委ねられていることはまさに現実なのかもしれない。脱炭素が完成できなくても、人間自体がそんな環境下でも生存できるような、身体に変化（進化）？している環境になっているかもしれないですね。

未来創政会視察報告書

梅島 清香



日時：令和6年1月15日(月)～16日(火)

1日目（令和6年1月15日）

① 震災時の公的支援について（衆議院議員第一議員会館）

勉強会「震災時の公的支援について」

地方公共団体金融機構 経営企画部 企画課長兼リスク管理統括課長 橘 清司氏

② 環境省 和田篤也事務次官意見交換

③ 日本橋とやま館 視察及び国会議員との懇談

2日目（令和6年1月16日）

④ 勉強会「脱炭素政策と地方自治」（衆議院議員第一議員会館）

環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課長 近藤 貴幸氏

報告①

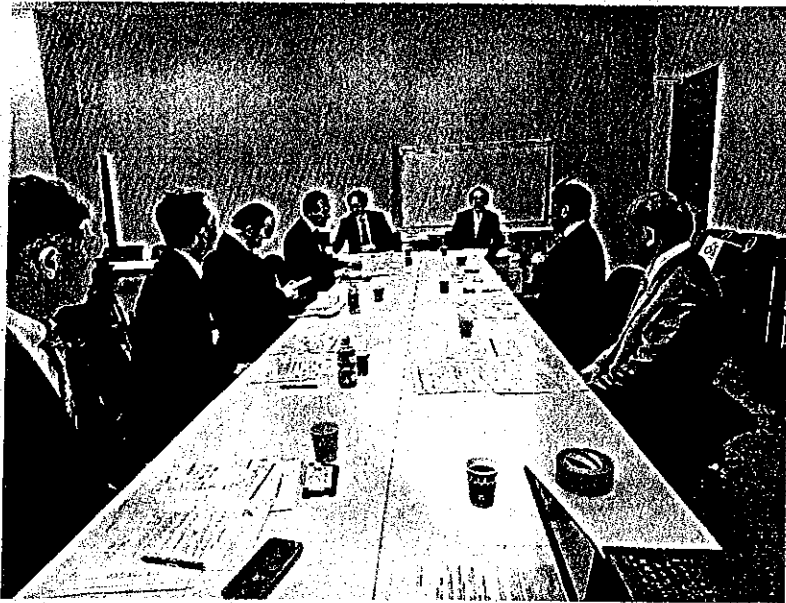
災害時の公的支援について、橘清司氏に教授いただく。東北の震災を経験した経緯から、防災に対する考え方や、発災してからの動きのフェーズやどのような動き方をしていくのかを教えていただく。

通常は防災大臣が本部長だが、今回は大変な災害ということで、総理が災害対策本部長となり、異常災害対策本部になっている。

災害救助法の適用は、石川県はもちろんのこと、富山県も。大規模災害発生を踏まえた復旧・復興に向けた主な支援スキームをもとに、時系列に沿ってどのように動いていくのかを説明いただいた。

様々な過去事例から、災害対策基本法ができた背景や、防災計画のこと、復旧・復興に関する法律のことまで、災害法体形について丁寧に説明くださった。（別紙資料添付）

今、高岡で起きている現状、まちや人々の様子、報告と数値だけではわからないことをお伝えし、国から高岡市を支援していただけるよう、強く要望してきた。



報告②

環境省 和田篤也事務次官と面会させていただき、この度高岡市が4回目の選考において、競争が激しくなる中、見事に脱炭素先行地域に選定されたことについて、労いのお言葉をいただく。私たちもしっかりと内容を理解し、高岡の脱炭素におけるまちづくりを理解し前に進めていきたい。



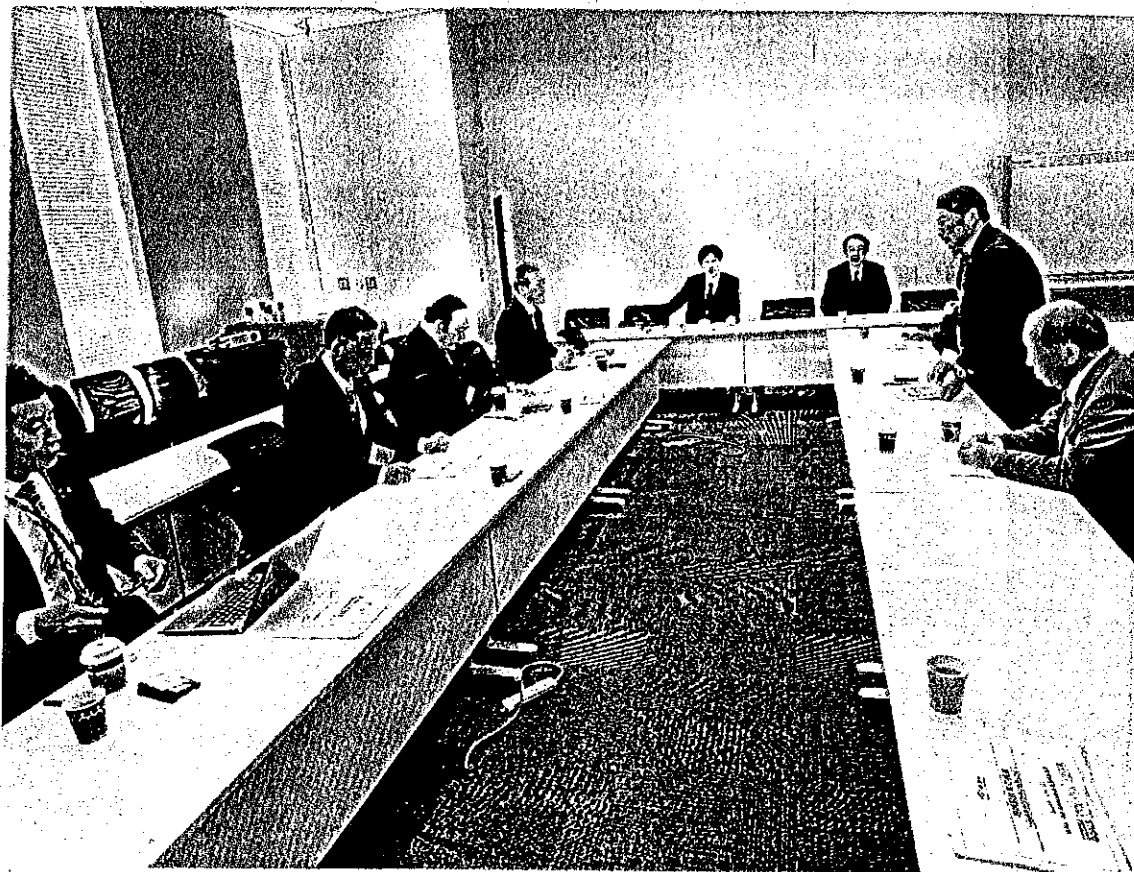
報告③

日本橋とやま館には、とやまの土産物が多くあり、復興に心を寄せていただいている多くの方が買いに来られると伺った。店内も、県内産のデーブルウエアやお酒が並んでおり、改めて地元産の食材のありがたみを感じながら国会議員の先生方に、今回あった地震の現状やこれからの取組に対しての意見交換をした。

報告④（添付資料あり）

環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課長 近藤 貴幸氏に「脱炭素政策と地方自治」というテーマで勉強会を行っていただく。今回、第4回の選考で、高岡市が富山県で初めて脱炭素先行地域に選ばれ、リサイクルと経済の循環を実現するモデル地域になることも期待され選ばれたなど、すでに脱炭素地域として動いている地域の先行事例や、地域特性を生かした事例などお話をいただく。他地域の参考になるところ、高岡がこれから実行していくにあたっての課題などにも触れた講演をいただいた。

未来に向けて、高岡が取り組むべきことには、行政や企業だけでなく、市民にも理解と協力を得ていかなければいけない。私たちもこの未来に向けての取組を進めていく気概を高める必要があると感じた。



以上

R6.1.14 11:00時点

下線部 R6.1.13 11:00時点からの更新

1月1日からの能登半島地震による被害状況について

1 水道施設

(1) 断水関係

- ・ 該当市町村 : 氷見市、小矢部市（1月9日復旧済）、高岡市（1月5日復旧済）、射水市（1月4日復旧済）、富山市（1月2日復旧済）、南砺市（1月3日復旧済）
- ・ 被害状況 : 漏水による配水池水位低下による断水
- ・ 断水発生日時 : 1/1 16:10以降
- ・ 断水戸数、復旧戸数、未復旧戸数

	断水戸数 (地震発生後)	復旧戸数	未復旧戸数	通水戸数※	断水戸数
高岡市	4,090	4,090	0		
氷見市	14,000	12,010	1,990	1,530	460
小矢部市	525	525	0		
射水市	210	210	0		
富山市	85	85	0		
南砺市	27	27	0		
計	18,937	16,947	1,990		

※通水戸数（生活用水として復旧しているもの）

- ・ 応急給水場所 : 氷見市 海峰小学校、
芸術文化館、旧灘浦小学校（旧宇波小学校）、
めら地区女性活動拠点施設、碁石公民館、
旧くめ小学校、比美乃江公園中央駐車場前付近東屋、
灘浦小学校（旧灘浦中学校）、
くまなし熊無公民館、比美乃江小学校、論田公民館

- ・ 給水車要請 : (公財) 日本水道協会の相互応援などによる

氷見市へ

・ 富山市 1台

・ 国土交通省北陸地方整備局 1台

避難所の開設状況

下線部：前回からの変更箇所
令和6年1月14日（日）13時時点

市町村名	避難所数		避難者数
	開設中	閉鎖済み	
富山市	0	84	0
高岡市	3	90	<u>25</u>
魚津市	0	25	0
氷見市	2	23	<u>39</u>
滑川市	0	21	0
黒部市	0	34	0
砺波市	0	8	0
小矢部市	0	2	0
南砺市	0	31	0
射水市	0	58	0
舟橋村	0	2	0
上市町	0	5	0
立山町	0	7	0
入善町	0	19	0
朝日町	0	3	0
合計	5	412	<u>64</u>

令和6年能登半島地震に係る県内被害状況（人的被害・住家被害等）

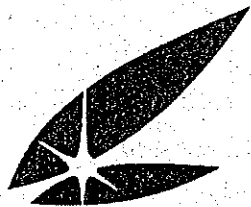
令和6年1月14日（日）13:00現在

※下線部は、前回（1月13日（土）13時00分）からの更新

富山県防災・危機管理課

	組織名	人的被害					住家被害					火災
		死亡	行方不明者	重傷	軽傷	計	全壊	半壊	一部破損	未分類	計	
1	富山市			2	16	18			93	399	492	2
2	高岡市				3	3			686		720	1
3	魚津市				2	2			17		17	1
4	氷見市				9	9	16	22	167		205	1
5	滑川市					0			31	8	39	
6	黒部市				5	5			15	26	31	
7	砺波市				1	1			4	21	25	
8	小矢部市				2	2			466	103	559	
9	南砺市					0			10		10	
10	射水市			1	3	4			516	188	704	
11	舟橋村					0					0	
12	上市町					0			17	18	35	
13	立山町					0			7		7	
14	入善町					0			25		25	
15	朝日町					0				61	61	
	総計	0	0	3	41	44	16	56	2,034	824	2,930	5

※ 次回の被害状況の更新は、1月15日（月）14時を予定しています。



令和 6 年 1 月 9 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 6 年能登半島地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について（富山県）

- 令和 6 年能登半島地震による災害について、富山県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
氷見市 (ひみし)	1 月 1 日	第 1 条第 5 号	5 以上	—	—

注：上記の数値は令和 6 年 1 月 9 日（火）10 時 00 分現在の富山県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

（二はふ、たため）

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その 1/2 については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（法施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 5 号（同条第 3 号又は第 4 号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって、同条第 1 号から第 3 号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害）に該当することによる。

※ 1 令和 6 年能登半島地震による災害では、石川県（県内全域）において支援法を適用。

※ 2 氷見市は石川県に隣接し、人口 43,950 人（令和 2 年国勢調査による）であり、人口 100,000 人未満であることから全壊 5 世帯以上で第 5 号に該当。

（富山県においても同時発表。）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

TEL 03-5253-2111（内線 51279）

03-3503-9394（直通）

3 被害状況

(1) 人的被害 20 代女性避難中転倒、70 代男性住宅敷地内転倒、
70 代女性避難中転倒

(2) 物的被害の通報件数

住家	住宅	195 件
	非住宅	42 件
	塀	163 件
非住家	灯籠等	70 件
	崖崩れ	4 件

※このほか、市内各所にて断水・水道濁り、道路舗装の割れ・隆起、電柱傾斜等の
通報あり

(3) 被災建築物の応急危険度判定の状況

1 月 13 日(土)現在 (括弧書きは 1 月 12 日(金)までの調査分)

調査済 (緑)	要注意 (黄)	危険 (赤)	合計
427 (426) 件	454 (453) 件	174 (174) 件	1,055 (1,053) 件

(4) 被災調査の状況

1 月 13 日(土)現在 (括弧書きは 1 月 12 日(金)までの調査分)

	損傷率	判定件数	住家	住家以外 ※
損 害 割 合	全壊 (50%以上)	件	件	件
	大規模半壊(40%以上 50%未満)	4 (4) 件	4 (4) 件	件
	中規模半壊(30%以上 40%未満)	22 (22) 件	22 (22) 件	件
	半壊 (20%以上 30%未満)	8 (8) 件	8 (8) 件	件
	準半壊 (10%以上 20%未満)	49 (49) 件	49 (49) 件	件
	一部損壊 (10%未満)	696 (693) 件	638 (637) 件	58 (56) 件
合 計		779 (776) 件	721 (720) 件	58 (56) 件

※ 住家以外には、空家、車庫、納屋等を含む。

都道府県独自の被災者生活再建支援制度

〇42都道府県において独自支援制度を創設済み。

〇このうち、29都道府県においては、恒久的制度として最大300万円を支給する独自支援制度を創設済み。

〇この他、恒久的制度ではないが、9県において最大300万円を支給する独自支援制度を創設したことがある。

	区分			支援法 との 供給	名 称	恒久 制度	対象とする自然災害の被災内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))										財源負担割合				制度の 開始時期
	①	②	③					全壊	全壊 一部倒壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	床上 浸水	その他	都道府県 全額	都道府県 1/2 市町村 1/2	それ以外 の割合	左記の 負担する 市町村				
1 北海道	○	○	○	○	北海道自然災害に伴う 住家被害見舞金	○	全壊又は半壊が1世帯でも発生した災害	20	-	-	-	10	10	-	-	○	-	-	-	S49.9.24		
	-	○	○	-	青森県被災者生活再建支援金	○	*1以上の全壊世帯が発生した自然災害 *その他の災害が特に必要と認められる自然災害	300	300	250	100	-	-	-	-	○	-	-	-	R3.12.9		
3 宮城県	-	○	-	-	福島県被災者生活再建支援金 被災者生活再建支援事業補助金	-	*令和3年2月13日発生福島県沖地震 *令和4年3月16日発生福島県沖地震	300	300	250	100	-	-	-	-	○	-	-	-	R3.3.22 (R4.3.16に 発生した福 島県沖地震 はR4.6.9 から開始)		
4 秋田県	○	○	○	○	災害見舞金	○	暴風、豪雨、大雪、洪水、地震その他 異常な自然現象による災害 (災害被害は限らない)	60	-	-	20	20	20	-	-	○	-	-	-	S47.9.1		
5 山形県	-	○	○	-	山形県被災者生活再建支援事業	○	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波 その他異常な自然現象(ただし豪雪を除く)	300	300	250	100	-	-	-	-	-	-	支援法適用災害 県:2/3 市町村:1/2 支援法非適用災害 県:1/2 市町村:1/2	被災地域	R4.11.8 (適用は R4.3.3から)		
	○	○	○	○	山形県災害見舞金	○	暴風、豪雨、大雪、洪水、高潮、地震、津波 その他異常な自然現象 又は災害救助法による救助の行われる程度の火事 若しくは震災による被害	30 (被害に限る)	-	20 (被害に限る)	20	20	10 (一部被害のみに適用)	10 (一部被害のみに適用)	○	-	-	-	R2.10.21 (適用は R2.7.27から)			
8 福島県	-	○	○	-	福島県被災者生活再建支援事業補助金	○	福島県内又は隣接県において、被災者増進支援法が適用 される災害が発生した場合、被災者生活再建支援法が 適用されない市町村において、住家の全壊被害等が1世 帯以上ある自然災害	300	300	250	100	-	-	-	-	○	-	-	-	H28.4.1		
	○	○	○	-	令和元年台風第19号等に係る福島県被災 者生活再建支援事業補助金	-	令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の大雨	-	-	-	-	10	10	10	10	○	-	-	-	R1.12.25		
	○	○	○	-	令和5年台風第13号に係る福島県被災 者生活再建支援事業補助金	-	令和5年台風第13号	-	-	-	10	10	10	10	○	-	-	-	-	R3.10.12		
	○	○	○	-	茨城県災害見舞金	○	1. 県内の一つの市町村の区域内において、 5世帯以上の住家が全壊 又は半壊した災害 2. 1の災害と同一の範囲で発生した その他の市町村での災害	5	-	3	3	3	2	-	-	○	-	-	-	H21.11.24		
7 茨城県	○	○	○	-	茨城県被災者生活再建支援事業補助金	○	1. 県内において 被災者生活再建支援法が適用された 市町村が1以上ある自然災害 2. 県内において 被災者生活再建支援法の適用はないが、 住家全壊被害が1以上ある自然災害	300	300	250	100	20	-	-	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3 ※半壊は1/2	被災地域	H27.4.1		
	-	-	○	-																		

【区分】

- ① 支援法適用災害で、法適用市町村において支援
- ② 支援法適用災害で、法適用外市町村において支援
- ③ 支援法が適用されない災害で支援

令和5年度1月補正予算専決処分の概要



1. 予算編成の考え方

- 令和6年能登半島地震による被災者への生活支援に必要な予算を計上
- 地震で被害を受けた公共インフラの迅速な災害復旧を実施

2. 予算の規模等

一般会計1月補正予算額

112億2,610万円

〈一般会計〉

(単位:百万円)

区 分	金 額	財 源			内 訳
		国支出金	地方債	その他	
補正前の額	694,932	96,201	60,649	131,933	一般財源 406,150
補正予定額	11,226	5,974	4,839	73	341
合 計	706,158	102,174	65,487	132,006	406,491

専決処分日 令和6年1月12日

災害救助法

事実の異計集約を要する

ロジック

他の自治体の人が聞いている納得している内容か？

災害法体系について



内閣府政策統括官（防災担当）付 官 象 庁

参事官（総括担当）付



菅政権 R2.10 カーボニゼーションでYES!!

2050 80%削減

行動変容、意識づけから始める自治体もある。

地域通貨や木や土に

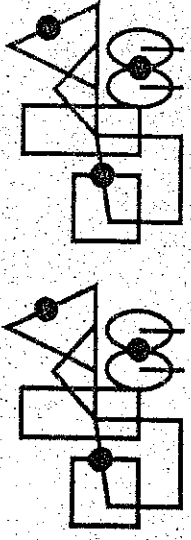
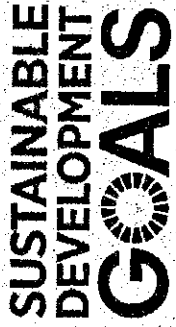
あまの命

手洗はしにくくなる

地域脱炭素の推進

～脱炭素先行地域の実現に向けて～

2024年 1月16日
環境省 大臣官房地域脱炭素事業推進課



くらしの中のエコろがけ

脱炭素先行地域 Decarbonization Leading Area

視察報告書

未来創政会 酒井善広



令和6年1月15日(月)

視察先：衆議院議員第一議員会館 B1 第1会議室 (13:10～14:45)

視察事項①：「震災時の公的支援について」

講師：地方公共団体金融機構 経営企画部

企画課長兼リスク管理統括課長 橘 清司氏

内 容：

我が国では、昭和36年に伊勢湾台風を契機とした「災害対策基本法」(災害対策の最も基本となる法律)が制定された。平時における防災計画の作成や各種災害予防策から応急対策、復旧・復興に至るまでの総合的な措置について規定している。また、大規模災害発生時における国・市町村・都道府県等、各主体の責務・義務・権限が規定されている。さらに、平成23年の東日本大震災を踏まえた災害対策、平成28年熊本地震における「非常災害対策本部」の設置、プッシュ型の物資調達・輸送体制の構築の必要性から平成24年に「物資等の供給および運送」に関する規定が新設された。

災害復旧・復興に関する法律として、①災害救助法、②激甚災害制度、③被災者生活支援制度がある。

- ① 災害救助法は、災害発生後の応急救助を担い、救助法が適用されると、救助の実施主体は都道府県になり、市町村がその補助を行うことになる。費用負担は、都道府県がかかった費用の最大100分の50を負担し、市町村には負担がない。
- ② 激甚災害制度は、激甚災害(本激)指定基準に該当すれば、本激に指定され、国庫補助率の嵩上げ措置(1～2割)が講じられる。基準に該当しない場合は、早期局激、年度末局激に指定される。
- ③ 被災者生活支援制度は、一定の要件に該当する被災世帯に対し、その住宅の再建を目的に最大300万円の支援金を支給するもの。

今回の「令和6年能登半島地震」では、この国の被災者生活支援制度は、石川県(県内全域)で適用された。富山県内では、氷見市に適用(5号に該当)されたが、高岡市を含む14市町村には適用されなかった。(後日、小矢部市にも適用)そこで、富山県では、県独自の被災者生活支援制度を創設し、全壊世帯、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯に加えて、国制度では対象にならない半壊世帯(損害割合20%台)も対象とした。最大100万円の支援金となるが、補助事業の実施主体は、市町村である。被害要件を緩和しているが、一部破損をどう見るかがポイントとなる。また、支援金支給申請には添付書類として罹災証明書が必要となるが、危険度調査・判定の客観性・正確性が問題となる。

政府は、今回の地震を、大規模災害復興法に基づく非常災害に指定する閣議決定を行った。これにより、自治体が管理する漁港や海岸等の復旧工事を国や県が代行できることになる。

視 察 先：環境省 事務次官室（16:00～16:30）

視察事項②：「和田篤也環境省事務次官との意見交換」

内 容：

和田事務次官は、環境省の上司であった高岡市出身の炭谷茂氏、梶原成元氏を尊敬されており、高岡に対し好印象を持っておられると感じた。今回、高岡市が脱炭素先行地域に選定されたことやプラスチックの一部回収・リサイクルに係る大臣認定に尽力いただいたことにお礼を申し上げるとともに、今後の環境政策について意見交換を行った。

視 察 先：日本橋とやま館

視察事項③：「現地視察と国会議員との意見交換」

内 容：

橘代議士、堂故参議院議員を交え、今回の能登半島地震による被災の状況、復興・復旧に向けた動き、県内外の政治情勢等について意見交換を行った。

令和6年1月16日（火）

視 察 先：衆議院議員第一議員会館 B1 第4会議室（10:00～11:40）

視察事項④：「脱炭素政策と地方自治」

講師：環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課長 近藤 貴幸氏

内 容：

脱炭素先行地域については、制度開始後2年目であり、これまで計4回で74地域を選定し、事業を実施している。多様な地域において、脱炭素と地域課題の同時解決を目指すことが重要である。

有識者で構成する評価委員による評価を踏まえ、環境省が選定することになるが、高岡市の場合、名古屋大学大学院環境学研究科の本巢芽美特任准教授が担当している。

高岡市は、毎年度、取り組みの進捗状況を環境省に報告し、評価委員会において評価・分析を行う。計画の最終年度末に、自らの取り組み状況や結果を評価し、環境省に報告し、評価委員会が最終評価を行うことになる。

高岡市は、第4回の先行地域選定で富山県初の脱炭素先行地域となった。高岡市が、評価された点は、

① 基幹産業であるアルミ関連産業を巻き込み、資源循環の強化及び脱炭素化を目

指す提案で、地域産業と連携して脱炭素化を目指す他の自治体に波及効果ある取り組みとして評価された。(高岡市と地元企業の連携によるサーキュラーエコノミー)

- ②これまで県外で処理されていた使用済み太陽光発電設備を域内でリサイクルする取り組みは、脱炭素化の進展に伴う将来のニーズも踏まえた地域経済に裨益する取り組みとして評価されるとともに、企業間での合意ができており、実現可能性が高い点も評価された。

今後、高岡市に対応が求められる点は、

- ① 中心市街地の需要家との合意形成について、着実にを行う必要がある点。(飲み屋も含め、1円でも安くする仕組み作りが重要である。)
- ② 「脱ショールーム」については、事業継続性を踏まえて改めて検討することが必要。また、市民への啓発方法についても検討する必要がある。(2回目の補助金はない。)
- ③ 共同提案者である高岡市カーボンニュートラル推進協議会の企業のRE100に向けた検討を進める必要がある。(RE100:事業活動で消費するエネルギーを100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする取り組み)
- ④ 中心市街地と金属産業が集積する福岡金属工業団地の2つのエリアの脱炭素に関する取り組みの関連性が不明確。連携し、市全域で脱炭素化を広げていくことが必要。

今後、全ての地方公共団体で求められる取り組み(政府実行計画に盛り込まれた取り組み内容)

- ① 設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の約50%以上に太陽光発電所を設置する。
- ② 公用車について、新規導入・更新については2022年度以降すべて電動車とし、2030年度までに全て電動車とする。
- ③ 今後予定する新築事業については、30~40%以上の省エネを図った建築物とすること。2030年度までに新築建築物の平均で50%以上の省エネを図った建築物となるよう目指す。
- ④ 政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
- ⑤ 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

脱炭素先行地域づくりは、2050年カーボンニュートラル(民生部門電力)を20年前倒しで実施するものであり、2030年度までに少なくとも100か所創出し、全国に広げていくもの。選定された74の地域以外の地域への波及効果の高いものを積極的に選定することで、脱炭素先行地域を契機とした「脱炭素ドミノの基盤」を構築しなければならない。

政務活動費支出申請書

No. 152

会派名 未来創政会		起案	令和6年2月26日	決裁	令和 6 年 2 月 29 日
決 裁 欄		調査研究のため、次の支出について承認されるよう願います。			
代表者	合 議	経理責任者			
			申請者氏名	梅島 清香 	
申 請 日					
令和6年2月26日		申請金額		¥15,921 /	
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容		金 額	領収書No.
	ア	ガソリン代2月分 ¥18,555 の1/2 ¥9,277		¥9,277 /	
	ク	新聞代1月分（1紙目北日本新聞・2紙目富山新聞）		¥3,380 /	
	工	携帯電話1月分 ¥6,528 の1/2 ¥3,264		¥3,264 /	
年 度	令和 5 年度	署名欄	※受領後署名  梅島 清香		
摘 要		<領収書を添えること>			

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
 カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費



apollostation

丸福石油産業 (株)

セルフ高岡市場前

富山県高岡市

佐野1202

TEL:0766-25-2860

SS:

登録番号: T4230001011003

クレジットカード売上票

2024年02月05日 21:38 伝票No. 9953
取引通番 2680

SAYAKA/UMESHIMA 様
IC 88586

カード
一般提携

0120-00 5483
レギュラーガソリン/内P18 ¥6001
数量 36.37L
単価 @165

合計 ¥6,001
(内税分消費税 ¥546)
(内税10%対象額 ¥6001)
(内税10%消費税 ¥546)

承認No. 0000732474

支払方法 一括

クレジットご利用額 ¥6,001

有効期限 XX年XX月 企業カード

端末識別番号

ARCOO

利用可能ポイント

獲得予定ポイント

取引ID 88586110130420240205213825

2:0000000-0:0000000

04

処理日付: 2024/02/05 5483-5485

100取引

獲得ポイントは購入後、通常3日以内に反映されます。

当店へのアンケート回答で

Amazonギフト券

500円分をプレゼント!

毎月1,000名様に!

回答はこちらから▶

当店で利用後10日以内まで

給油をお得に! 新アプリ

カーライフを便利に!

Drive On

※ターボエンジン搭載車は、価格により異なります。

お得なキャンペーン実施中 今すぐダウンロード!

ENEOS

納品書(領収書)

2024年02月15日 12:16

売上
トク
様
(一般提携)

車両番号 実車番 1573

0026-00

レギュラー

P-02

36.00L

*

182円 ¥6,552
(内ガソリン税53.80円 ¥1,937)

合計 ¥6,552

(消費税10%対象 ¥6,552)

内消費税等 ¥596)

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 4717720

ENEOS SSアプリID:

ENEKeyID:

現金でお買上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

日本海産商株式会社 横田SS

富山県 高岡市 昭和町3丁目1の1

TEL:0766-22-8282

SS

登録番号: T7230001010662

シートNo 0413-03H デ-5No9725-9728

外通番17

001

2024/02/15

EneJet

納品書(領収書)

2024年02月24日 07:16

売上
トク
様
(一般提携)

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P-20

35.94L

*

(167円)

¥6,002

合計 ¥6,002

(消費税10%対象 ¥6,002)

内消費税等 ¥546)

クレジット支払

有効期限: XX/XX

支払方法: 一括払い

承認番号: 4717153

アプリID:

ENEKeyID:

現金でお買上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

消費税表示の無い場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

<http://www.shimaoil.co.jp>

株式会社 SHIMARS

戸出中央店

富山県 高岡市戸出4丁目1675

TEL:0766-63-4550

SS

登録番号: T4230001012430

シートNo 6191-07 デ-5No6004-6007

外通番17

001戸出中央S

2024/02/24

18.555 x 1/2

39.277

2/29
梅島
7

領 収 証

梅島 清香 / 様

2024年 1月分

(6) 95.00クレ

お問合せNo.

(8%対象 3,380 税 250)

(10%対象 0 税 0)

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*北日本新聞朝刊	1	3,380	

合 計 金 額

3,380

お客様の個人情報は、当販売店において適切に管理し、新聞の配達・集金、販売店からの各種ご連絡、新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

毎度、ご愛読ありがとうございます。

2月3日 領収いたしました。

富田新聞店

高岡市戸出3-8-41

TEL 63-0007

領収証

24 年 01 月分 / 2024年 2月 2日 / No. 801601

登録番号 : T8230001003731

お名前 梅島 清香 / 様

ご住所 戸出市野瀬 712

8%対象税込額 3,380

うち8%税額 250

10%対象税込額 0

うち10%税額 0

繰越額

合 計 金 額

3,380

上記金額正に領収致しました。

銘 柄	部数	金 額
富山新聞※	1	3,380



富山新

高岡南

高岡市中原町7-17

TEL (0766) 20-6881

FAX (0766) 26-3460

集金担当

※は軽減税率対象品目

金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。

クレジットカード決済も承ります。

3,380

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(2 / 3 ページ) docomo

2/29
1

内訳項目 BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 DETAILS OF BREAKDOWN	税区分 (TAX)
◆		ご利用期間 (1/1~1/31) /	
◇基本使用料等 (計)	4,650	5Gギガホプレミア	合 算
	6,350	(内訳) 5Gギガホプレミア	
	-1,000	(内訳) みんなドコモ割	3回線以上
	300	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	20.9G
	-1,000	ドコモ光セット割	合 算
◇通話料・通信料 (計)	1,878	5G・SMS通信料	1月ご利用分
	130	他社接続サービス通信料【5G】	1月ご利用分
		ナビダイヤル等	
	1,700	かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,673	キャッチホン利用料	合 算
	100	my daiz 利用料	合 算
	400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	750	ケータイ補償サービス (750円コース)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります
◇決済サービス代金等 (計)	21,480	d払い等 (ご利用代金)	2月請求分
	550	d払い等 (ご利用代金/継続課金)	2月請求分
	1,650	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	2月請求分
	18,950	iTunes	2月請求分
◇消費税等相当額 (計)	820	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×1.0%
◇合計	30,501	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、1月末で	18年1か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		1月ご利用分に対する獲得ポイントは、	です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

6.528x 1/2

2/264

(1 / 3 ページ) docomo

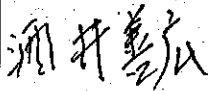
ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

(3 / 3 ページ) **docomo**

内訳項目 BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆			ご利用期間 (1/1~1/31)	
◇基本使用料等 (計)	5,200	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
		0	(参考) p l a l a 利用	合 算
◇消費税等相当額 (計)	520	520	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%
◇合計	5,720	5,720	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、1月末で	8年となりました。
			○ドコモ光/戸建のご契約期間は1月末で	1年12か月となり満了となりました
			○ポイントのお知らせ	
			1月ご利用分に対する獲得ポイントは、	です。
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,200円です。)
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

政務活動費支出申請書

No. 153

会派名 未来創政会			起案	令和 6 年 2 月 27 日	決裁	令和 6 年 2 月 29 日				
決 済 欄			調査研究のため、次の支出について承認されるよう願います。							
代表者	合 議	経理責任者								
			申請者氏名	酒 井 善 広 						
<table border="1"> <tr> <td>申 請 日</td> <td>令和6年2月27日</td> <td>申請金額</td> <td>¥15,450 /</td> </tr> </table>							申 請 日	令和6年2月27日	申請金額	¥15,450 /
申 請 日	令和6年2月27日	申請金額	¥15,450 /							
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容	金 額	領収書No.						
	ア	2月ガソリン代 ¥ 8,901 / の1/2 ¥4,450	¥4,450 /							
	ク	47行政ジャーナル1月分利用料 / ¥11,000	¥11,000 /							
年 度	令和 5 年度	署名欄 ※受領後署名 	摘 要	<領収書を添えること>						

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
 カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費

2/29
2/29
了

ENEOS

納品書(領収書)

2024年02月12日 16:49

売上

YOSHIHIRO SAKAI 様

クレジットカード

実車番 1955

0026-00

レギュラー

25.00L

P-03

*

178円

¥4,450

合計

¥4,450

(消費税10%対象

¥4,450

内消費税等

¥405)

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0060542

ENEOS[®] イオ残高:

ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

有限会社酒井石油 中田SS

富山県 高岡市

下麻生1293の1

TEL: 0766-36-1145

SS

登録番号: T5230002011109

シートNo 0520-01 デー-5No6037-6040

外通番17-

016

2024/02/12

ENEOS

納品書(領収書)

2024年02月27日 13:09

売上

YOSHIHIRO SAKAI 様

クレジットカード

実車番 1955

0026-00

レギュラー

25.01L

P-04

*

178円

¥4,451

合計

¥4,451

(消費税10%対象

¥4,451

内消費税等

¥405)

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0047953

ENEOS[®] イオ残高:

ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

有限会社酒井石油 中田SS

富山県 高岡市

下麻生1293の1

TEL: 0766-36-1145

SS

登録番号: T5230002011109

シートNo 1481-01 デー-5No8625-8628

外通番17-

016

2024/02/27

8.901 x 1/2

74.450

2/29
7

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付																
お振込	0030196	06-02-09																	
銀行番号	預金店番号	科目	口座番号																
[REDACTED]																			
<table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>単位</td> <td>金額</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>万円</td> <td>五千円</td> <td>二千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>100円</td> <td>50円</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>5円</td> <td>1円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				金額	単位	金額	単位	万円	五千円	二千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円		
金額	単位	金額	単位																
万円	五千円	二千円	千円																
500円	100円	50円	10円																
5円	1円																		
時刻	ご利用手数料 (消費税率を含む)	お取引金額																	
12:21	¥220円	¥11,000																	
おつり	お取引後の残高																		
円*****円																			
手数料のうち振込手数料 ¥220																			
000007																			
北陸銀行 本店営業部 普通 1703130 カ)キタニツホ・ソリッフ・ソリヤコウコク ッチ様 サカイ ヨシヒロ様																			
電話番号 0766-36-0908																			

お願い...通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
ATM振込の領収書は「利用控え」を持参ください。

お振込先、お振込金額、お振込日

10013042 10013042 10013042

裏面もあわせてご覧ください。

7 11,000

請求書

令和6年2月3日

酒井 善広

様

件 名: 47行政ジャーナル サービス利用料1月分

下記の通り、ご請求申し上げます。

金額

¥11,000 (税込)

北日本新聞

株式会社北日本新聞社

住所: 〒930-0094

富山市安住町2番14号

TEL: 076-445-3326

FAX: 076-445-3338

担当: メディアビジネス局開発部 西宮

登録番号: T9230001000744

振込先: 北陸銀行(0144)

本店営業部(101)

普通 1703130

口座名義: 北日本新聞社 広告口

振込手数料はご負担ください。

日付	項目	数量	単価	金額
----	----	----	----	----

●税率10%項目

R6.1.31	サービス利用料1月分	1	10,000	10,000
---------	------------	---	--------	--------

●税率10%項目小計 10,000

●税率8%項目(軽減税率対象項目)

●税率8%項目(軽減税率対象項目)小計 0

小計 10,000

消費税(10%対象) 1,000

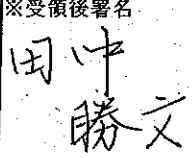
消費税(8%対象) 0

税込合計 11,000

備考

政務活動費支出申請書

No. 154

会派名 未来創政会			起案	令和6年2月28日	決裁	令和 6年2月28日				
決 裁 欄			調査研究のため、次の支出について承認されるよう願います。							
代表者	合 議	経理責任者								
			申請者氏名	田 中 勝 文 						
<table border="1"> <tr> <td>申 請 日</td> <td>令和6年2月28日</td> <td>申請金額</td> <td>¥9,471 /</td> </tr> </table>							申 請 日	令和6年2月28日	申請金額	¥9,471 /
申 請 日	令和6年2月28日	申請金額	¥9,471 /							
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容	金 額	領収書No.						
	ア	ガソリン代2月分 / ¥ 5,700 / の1/2 ¥2,850	¥2,850 /							
	エ	携帯電話代 1月分 / ¥ 6,482 / の1/2 ¥3,241	¥3,241 /							
	ク	新聞代 1月分 / ¥ 3,380 ¥3,380	¥3,380 /							
	年 度	令和 5年度	署名欄 	※受領後署名	摘 要	<領収書を添えること>				

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
 カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費

了 2/29 田中

納品書
(領収書)

売上
2024年02月07日 11:59

上 様

現金刀-J

手0001

レギュラーガソリン

P-2 内税 10%

34,340,00

0166.00 ￥5700

01200.00

合計

￥5,700

(標準税率10.00%対象

￥5,700

内消費税等

￥518)

※上記にて領収書とさせていただきます。

1万-4300 6千-300

2024/02/07 (895626)

有限会社 昭和運輸 ガルロードのうまち

登録番号:T2230002011301

富山県高岡市能町飛田976

TEL0766-24-2393

レシートNo. 0115-01

担当:

釣銭機処理No. 0520

領収書

2024年02月07日 11:59

田中 勝文 様

現金刀-J

￥5,700

収入
印紙

(標準税率10.00%対象

￥5,700

内消費税等

￥518)

上記 正に領収いたしました

有限会社 昭和運輸 ガルロードのうまち

登録番号:T2230002011301

富山県高岡市能町飛田976

レシートNo. 0115-01

TEL0766-24-2393

2024/02/07 (895626)

担当:

x 1/2

7,850

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

田中 勝文様

ご請求コード: 発行日: 2024年 2月 3日 1頁

● a u 電話料金

● 合計

6,482円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
< 1月ご利用内訳 >	6,482		お客様コード
▼プラン利用料	4,080		ご利用月数は2024年 2月で 6ヶ月目です。
a u マネ活プラン 5G+通話定額2		2,880	基本使用料と通話定額2 (1800円) の合算額です
a u マネ活プラン 5G/データ		5,500	
料金プラン割引 (データ利用3GB以下)		-1,500	
オプション使用料割引額		-2,800	UQモバイル→a u 移行プログラム
▼オプション使用料	210		
使い方サポート		590	
安心サポートパック割引額		-380	故障紛失サポートと使い方サポートを両方ご加入のため割引します
▼通話料/a u マネ活5G+通話定額2	18		
通話料		8,720	
SMS (Cメール) 送信料		18	
通話定額2 割引額		-8,720	
▼故障紛失サポート (ACS) /税込	1,740		
Apple製品保証/税込		1,476U	(本体価格1,342円)
Apple製品 紛失補償/税込		264U	(本体価格240円)
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	431		10%消費税の課税対象額 4,311円
データ利用量 (データ容量消費なし)	2.40GB		

● a u 機器代金/その他商品代金

● 合計

4,626円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
▼購入機器代金/その他商品代金	4,626		
分割支払金		3,875*	24回 (延長時47回) 払い 4回目。残額 164,840円
分割支払金		751*	36回払い 4回目。残額 24,032円

● a u かんたん決済利用料

● 合計

1,098円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
▼a u かんたん決済利用料	1,098		
a u スマートパスプレミアム/税込		548*	
a u かんたん決済/サービス/税込		550*	

* 通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

7 2/2 100

領収証

田中 勝文 様

木津(若木町) 439-14

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*北日本新聞朝刊	1	3,380	

2024年 1月分

(137) 78.00クレ

お問合せNo. [redacted]

(8%対象 3,380 税 250)

(10%対象 0 税 0)

合計金額

3,380

KS高岡

高岡市赤祖父594

TEL 0766(21)2288

2月10日

北日本新聞サービスセンター

登録番号 T7230001000746
[お客様の個人情報は、新聞の配達・集金・営業業務に利用させていただきます]

領収印



領収証

24 年 01 月分 6 年 1 月 29 日

No. 042130

登録番号: T8230001003731

お名前 田中 勝文 様

ご住所 木津 (若木町) 439-14

8%対象税込額 3,380
うち8%税額 250
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額

3,380

上記金額正に領収致しました。

銘 柄	部数	金 額
富山新聞※	1	3,380



富山新聞販売 (株)

高岡センター
高岡市中川園町7-17
TEL (0766) 26-7968
FAX (0766) 26-3460

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替 (翌月2日) が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

集金担当



3,380

政務活動費支出申請書

No. 155

会派名 未来創政会			起 案	令和6年2月28日	決 裁	令和6年2月29日				
決 裁 欄			調査研究のため、次の支出について承認されるよう願います。							
代表者	合 議	経理責任者								
			申請者氏名	中 村 清 志 						
<table border="1"> <tr> <td>申 請 日</td> <td>令和6年2月28日</td> <td>申請金額</td> <td>15,950 円</td> </tr> </table>							申 請 日	令和6年2月28日	申請金額	15,950 円
申 請 日	令和6年2月28日	申請金額	15,950 円							
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容	金 額	領収書No.						
	ク	新聞代1月分(1紙目富山新聞・ 2紙目北日本新聞)	3,380 円							
	ア	ガソリン代2月分(25,140 円の1/2)	12,570 円							
	年 度	令和 5年度	署 名 欄	※受領後署名 中村清志	摘 要	〈領収書を添えること〉				

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費

2/29
中村
7

領収証

24 年 01 月分 / 2024 年 2 月 2 日 No. 731262

登録番号: T8230001003731

お名前 中村 清志 様

ご住所 福岡町大滝 845

8%対象税込額 3,380
うち8%税額 250
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額

3,380

上記金額正に領収致しました。

銘 柄	部数	金 額
富山新聞※	1	3,380



富山新聞

高岡西セン
高岡市中川

TEL0766-26-7988
FAX0766-26-3460

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

集金担当



領 収 証

中村清志 様

大滝 845

2024 年 1 月分

(610) 444.00 自振

お問合せ No.

(8%対象 3,380 税 250)

(10%対象 0 税 0)

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*北日本新聞朝刊	1	3,380	

合 計 金 額

3,380

毎度ご購入ありがとうございます。
上記金額正に領収いたしました。購読料の
お支払は自動口座引落が
便利です。手続きは簡単
ですので、まずはお電話を

2 月 4 日

KS福岡



北日本新聞サービスセンター

「お客様の個人情報は、新聞の配達・集金・営業業務に利用させていただきます」

電話 64-1081

福岡町中央通り1071-2
登録番号: T7230001000746

領収印



3,380

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2024年02月04日 10:38

売上

KIYOSHI NAKAMURA 様

[REDACTED] カード

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P01

数量 50.45L

単価 165円

¥8,324

合計

¥8,324

(消費税10%対象)

¥8,324

内消費税等

¥757

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0038009

【大好評】車検は高岡笹川店で！！

【985日受付中】お見積り無料

【各種割引】最大6000円引き

ENEOS[®] イオ残高:ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

株式会社 SHIMARS

高岡笹川店

富山県 高岡市宝来町947

TEL:0766-31-1701 SS [REDACTED]

登録番号: T4230001012430

シートNo 4782-01 デ-5No3382-3385

外通番17 [REDACTED]

200高岡笹川

2024/02/04

納品書(領収書)

2024年02月15日 09:38

売上

KIYOSHI NAKAMURA 様

[REDACTED] カード

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P07

数量 51.38L

単価 164円

¥8,426

合計

¥8,426

(消費税10%対象)

¥8,426

内消費税等

¥766

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0034922

【大好評】車検は高岡笹川店で！！

【985日受付中】お見積り無料

【各種割引】最大6000円引き

ENEOS[®] イオ残高:ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

株式会社 SHIMARS

高岡笹川店

富山県 高岡市宝来町947

TEL:0766-31-1701 SS [REDACTED]

登録番号: T4230001012430

シートNo 1205-03 デ-5No5326-5329

外通番17 [REDACTED]

200高岡笹川

2024/02/15

納品書(領収書)

2024年02月26日 08:59

売上

KIYOSHI NAKAMURA 様

[REDACTED] カード

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P13

数量 50.24L

単価 167円

¥8,390

合計

¥8,390

(消費税10%対象)

¥8,390

内消費税等

¥763

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0032464

【大好評】車検は高岡笹川店で！！

【985日受付中】お見積り無料

【各種割引】最大6000円引き

ENEOS[®] イオ残高:ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

株式会社 SHIMARS

高岡笹川店

富山県 高岡市宝来町947

TEL:0766-31-1701 SS [REDACTED]

登録番号: T4230001012430

シートNo 4697-05 デ-5No7480-7483

外通番17 [REDACTED]

200高岡笹川

2024/02/26

25.140 x 1/2

712.570

様式 1

政務活動費支出申請書

No. 156

会派名 未来創政会			起案 令和 6 年 2 月 2 8 日	決裁 令和 6 年 2 月 2 9 日
決 裁 欄			調査研究のため、次の支出について承認されるよう願います。	
代表者	合 議	経理責任者		
金森	豊田	高岡	申請者氏名	金 森 一 郎 金森
申 請 日		令和 6 年 2 月 2 8 日		申請金額 11,611 円
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容	金 額	領収書No.
	ア	ガソリン代 2 月分 (10,609 円の 1/2)	5,304 円	
	ク	新聞代 1 月分 (北日本・富山新聞)	3,380 円	
	エ	携帯代 1 月請求分 (5,854 円の 1/2)	2,927 円	
年 度	令和 5 年度	署名欄 ※受領後署名 金森一郎	摘 要	〈領収書を添えること〉

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目番号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
 カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費



apollostation

丸福石油産業（株）

セルフ高岡市場前

富山県高岡市

佐野1202

TEL:0766-25-2860

SS:

登録番号: T4230001011003

クレジットカード売上票

2024年02月14日 15:44 伝票No. 2903

取引通番 2333

KANAMORI / ICHIRO 様

514-11013-9590-0019 MD

ID

MD出光 ク

0210-00 0913

軽油/内P16

¥5049

数量 42.11L

単価 @119.9

値引 @-3 ¥-126

軽油税 @32.1 ¥1352

(調整後単価 @149 ¥6275)

合計 ¥6,275

(内税分消費税 ¥448)

(内税10%対象額 ¥4923)

(内税10%消費税 ¥448)

承認No. 0000000752

支払方法 一括

クレジットご利用額 ¥6,275

有効期限 XX年XX月 企業コード

利用可能ポイント

今回ポイント

2:0000000-0:0000000

04

処理日付: 2024/02/14 0913-0915

お問合せ番号:

100取引

軽油税に消費税はかかりません。

今回ポイントが反映されるまで、

お時間をいただく場合がございます。

当店へのアンケート回答で

Amazonギフト券

500円分をプレゼント!

毎月1,000名様に!

回答はこちらから▶

当店ご利用後10日後まで

給油をお得に! 新アプリ

カーライフを便利に!

Drive On

ドライバーズ・ドライブサービスは、店舗により異なります。

お得なキャンペーン実施中 今すぐダウンロード!



apollostation

丸福石油産業（株）

セルフ高岡市場前

富山県高岡市

佐野1202

TEL:0766-25-2860

SS:

登録番号: T4230001011003

クレジットカード売上票

2024年02月28日 15:13 伝票No. 7687

取引通番 2377

KANAMORI / ICHIRO 様

514-11013-9590-0019 MD

ID

MD出光 ク

0210-00 9466

軽油/内P16

¥3511

数量 29.28L

単価 @119.9

値引 @-4 ¥-117

軽油税 @32.1 ¥940

(調整後単価 @148 ¥4334)

合計 ¥4,334

(内税分消費税 ¥308)

(内税10%対象額 ¥3394)

(内税10%消費税 ¥308)

承認No. 0000000794

支払方法 一括

クレジットご利用額 ¥4,334

有効期限 XX年XX月 企業コード

利用可能ポイント

今回ポイント

2:0000000-0:0000000

04

処理日付: 2024/02/28 9466-9468

お問合せ番号:

100取引

軽油税に消費税はかかりません。

今回ポイントが反映されるまで、

お時間をいただく場合がございます。

当店へのアンケート回答で

Amazonギフト券

500円分をプレゼント!

毎月1,000名様に!

回答はこちらから▶

当店ご利用後10日後まで

給油をお得に! 新アプリ

カーライフを便利に!

Drive On

ドライバーズ・ドライブサービスは、店舗により異なります。

お得なキャンペーン実施中 今すぐダウンロード!



10-609
x1/2

3
5-304

2/29
1/28
7

領収証

金森 一郎 様

野村城東2丁目 332-3

2024年 1月分

(540) 678.00自振

お問合せNo. [REDACTED]

(8%対象 3,380 税 250)

(10%対象 0 税 0)

銘柄 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*北日本新聞朝刊	1	3,380	

合計金額

3,380

KS高岡丸の内

高岡市大坪町1丁目1-6

TEL 0766 (23) 5260

便利な口座振替をご利用下さい。
詳しくは当営業所まで、

2月2日

■ 北日本新聞サービスセンター

登録番号 T7230001000746

「お客様の個人情報、新聞の配達・集金・営業業務に利用させていただきます」

領収印



領収証

24年 01月分 / 2024年 2月2日 / No. 040929

お名前 金森 一郎 様

登録番号: T8230001003731

ご住所 野村 332-3

8%対象税込額 3,380
うち8%税額 250
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額

3,380

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

富山新聞 (株)

高岡セ
高岡市
TEL 0766 26-3460
FAX (0766) 26-3460

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

集金担当



3,380

利用料金のご案内 CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT

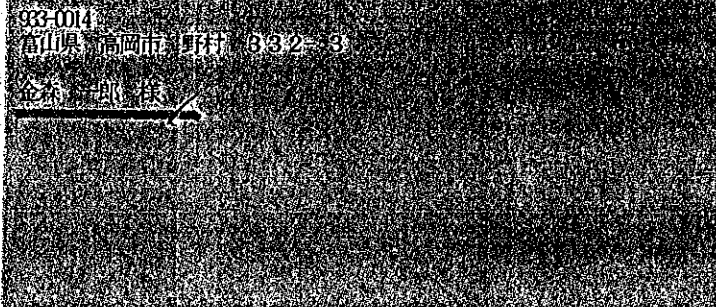


KDDI株式会社

<登録番号>

T1633003 東京都港区西新井 KDDIビル T9011101031552

発行年月日 DATE OF ISSUE 2024年 2月 3日



お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。

災害により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。
被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げますとともに
被害を受けられた皆さまへの支援と、通信環境の整備に全力で取り組んでまいります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月 BILLING PERIOD	-----
振替日(注1) DUE DATE	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用料金 TOTAL AMOUNT DUE	21,149円
クレジットカード番号 CREDIT CARD No.	[REDACTED]
ご請求コード CUSTOMER CODE	[REDACTED]

(注1)
ご利用料金はクレジットカード会社からのご請求となります。
なお、クレジットカード会社からご指定のクレジットカードでお支払いができない旨の通知を受けた場合は、後日窓口払い請求書(払込用紙)をお送りいたしますのでお支払期日までにコンビニエンスストア等でお支払いいただきますようお願いいたします。

サービス別ご利用料金

au 電話料金 (内訳)	7,825円 1,971円 5,854円
au 機器代金その他商品代金	1,475円
au かんたん決済利用料	548円
au でんき料金	8,301円
※うち消費税等 10%対象 (対象税込額は16,126円でした。)	1,466円
※au 合計台数 2台	

x1/2
72927

お問い合わせ先

◆電話料金 : au携帯電話から 局番なし 157 または 一般電話から 0077-7-111
◆au でんき : 0120-925-881 <受付時間> 9:00~20:00 (年中無休/無料)

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

金森 一郎 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2024年 2月 3日

2 頁

● a u 電話料金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[REDACTED]	1,971		
< 1月ご利用内訳 >	1,971		お客様コード: [REDACTED]
▼プラン利用料	1,000		ご利用月数は2024年 2月で 5年 4ヶ月目です。
タブレットプランライト 5G		1,000	
▼故障紛失サポート (ACS) / 税込	868		
Apple製品保証 / 税込		678U (本体価格617円)	
Apple製品 紛失補償 / 税込		190U (本体価格173円)	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	100		10%消費税の課税対象額 1,003円
データ利用量 (データ容量消費あり)	0.24GB		

● 合計

7,825円

[REDACTED]	5,854		お客様コード: [REDACTED]
< 1月ご利用内訳 >	5,854		ご利用月数は2024年 2月で27年11ヶ月目です。
▼プラン利用料	3,780		
ピタットプラン 5G+通話定額2		2,950	基本使用料と通話定額2 (1800円) の合算額です
ピタットプラン 5G (データ)		2,000	データ利用量は0GB~1GBです。
au PAY カードお支払い割		-170	
家族割プラス / auスマートバリュー		-1,000	カウント対象回線数 4台
▼通話料 / ピタットプラン 5G+通話定額2	27		
通話料		6,500	
SMS (Cメール) 送信料		27	
通話定額2 割引額		-6,440	
au→自宅割		-20	au→自宅割により対象通話を割引します。
家族間通話全額割引 (家族割)		-40	
▼故障紛失サポート (ACS) / 税込	1,663		
Apple製品保証 / 税込		1,399U (本体価格1,272円)	
Apple製品 紛失補償 / 税込		264U (本体価格240円)	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	381		10%消費税の課税対象額 3,810円

● a u 機器代金 / その他商品代金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[REDACTED]	4,475		
▼購入機器代金 / その他商品代金	4,475		
分割支払金		4,475*	24回 (延長時47回) 払い14回目。残額 139,275円 旧機種返却で、スマホトクするプログラムがご利用可能です。

● 合計

4,475円

● a u かんたん決済利用料

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[REDACTED]	548		
▼auかんたん決済利用料	548		
auスマートパスプレミアム / 税込		548*	

● 合計

548円

● a u でんき料金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[REDACTED]	8,301		
< 12月ご利用内訳 >	8,301		供給地点特定番号 05000000000004184620000
▼でんきご利用料金	7,584		12月 1日~12月31日利用分
電気料金 でんきMプラン (北陸D)		9,678	ご使用量 294kWh (前年同月 356kWh)
燃料費調整額		-2,505	
再エネ発電賦課金 / 税込		411U	
▼消費税等相当額 (10%)	717		10%消費税の課税対象額 7,173円

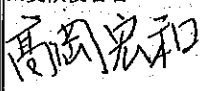
● 総合計

21,149円

次ページもご確認下さい

政務活動費支出申請書（会派用）

No. 157

会派名 未来創政会		起案	令和6年2月29日	決裁	令和6年 2 月 29 日
決 裁 欄		調査研究のため、次の支出について承認されるよう願います。			
代表者	合 議				
			申請者氏名	高岡宏和（經理責任者） 	
申 請 日	令和6年2月29日	申請金額	¥14,410 /		
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容	金 額	領収書No.	
	コ	控室灯油代（2月20日締切分） ¥14,410	¥14,410 /		
年 度	令和 5 年度	署名欄 ※受領後署名 	摘 要	〈領収書を添えること〉	

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
 カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費

請求書

P. 001/001

FAX番号: 0766-36-1095

2024/02/27/火 15:37

未来創政会 様

お客様コード

2024 年 2 月 20 日締切分

毎度格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。

当月のご請求額

14,410.円

お支払日

年 月 日

(相当 000)

ENEOS 中田給油所

有限会社 酒井 石油

登録番号: T5230002011109

〒939-1272 富山県高岡市下麻生1293-1

TEL (0766) 36-1145

FAX (0766) 36-1095

(取引銀行)

北陸銀行 中田支店 (当座) 1000520

破産信用金庫 中田支店 (当座) 0721028

富山第一銀行 高岡支店 (当座) 015374

☆振込手数料はお客様のご負担にてお願い致します。

中田SS

高岡市下麻生1293-1

(0766) 36-1145

467(467)

請求書管理№ 0221-7X000464

お知らせ □座振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日が引落しとなります

前月のご請求額	当月のご入金額	差引の繰越額	件数	当月のご利用金額
8,602	2,838	5,764	3	8,646
当月のご請求額				14,410

ご利用日	ご利用先	商品名	数量	単価	金額(税込)	消費税等	区分率	番号	コード
1-22 中田SS		入金(現金)			2,838		1		1748
1-23 中田SS		灯油	20.00	131.00	2,882				2635
1-30 中田SS		灯油	20.00	131.00	2,882				3625
2-6 中田SS		灯油	20.00	131.00	2,882				5070
		商品代(10%対象)			8,646	786			
		小計			8,646	786			

軽減税率の適用は消費税等の先頭に※印を表示しています。なお単価欄の()表示は税込単価です。

当月	月	ハイオク	レギュラー	灯油	軽油
ご使用量				60.00	

No.

2024年2月29日

收入
印紙

但し

消費税

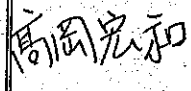
(有)

油



政務活動費支出申請書（会派用）

No. 158

会派名 未来創政会		起案	令和6年2月29日	決裁	令和6年 2月29日
決 裁 欄		調査研究のため、次の支出について承認されるよう願います。			
代表者	合 議	経理責任者			
			申請者氏名	高岡宏和（経理責任者） 	
申 請 日	令和6年2月29日		申請金額	¥55,495	
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容		金 額	領収書No.
	キ	予算書印刷費 ¥55,000		¥55,000	
	キ	振込代 ¥495		¥495	
年 度	令和 5年度	署名欄 	※受領後署名	摘 要	〈領収書を添えること〉

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費



北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類		請求番号	処理番号	日付																
お振込		0092039	06-02-29																	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号		取扱店番号																
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">振替枚数</td> <td colspan="2">振替枚数</td> </tr> <tr> <td>万円</td> <td>五千円</td> <td>二千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>100円</td> <td>50円</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>5円</td> <td>1円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					振替枚数		振替枚数		万円	五千円	二千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円		
振替枚数		振替枚数																		
万円	五千円	二千円	千円																	
500円	100円	50円	10円																	
5円	1円																			
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)		お取引金額																	
14:20	¥495円		*****円																	
おつり		お取引枚数の残高																		
*****円		円																		
手数料のうち振込手数料 ¥495- 000014																				
北陸銀行 高岡清水町支店 普通 4194360 カ) チュー・エツインサツイキ・ヨウフ・タカ オカ(イイ) 様 ミライソウセイカイ 様 電話番号																				

お願い………
通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
A.T.M.振込の組数しはご利用控えを1冊添付ください。

裏面もあわせてご覧ください。

北2013002 1/30223 102x500 CR

納品書

2024年2月29日

未来創政会 御中



株式会社 チュウイ

高岡営業所

〒933-0874 高岡市上京田498番地

TEL. 0766-23-7208 担当: [Redacted]

品名	数量	単位	単価	金額(円)	消費税等	摘要
令和6年度 高岡市予算書 (PDFデータ請け、印刷・製本一式)	10	部	5,000	50,000	5,000	管理番号 52631-1254
				税抜金額計	消費税等計	合計額
				50,000	5,000	¥55,000

毎度ありがとうございます。
上記の通り納品申し上げます。

未来創政会

毎度、格別のお引立てを頂き、有難うございます。
下記の通り、お見積り申し上げます。
何卒ご用命の程お願い申し上げます。



株式会社 未来創政会



総額 (税込み) ¥55,000

印刷営業部長 濱浦 則和

受渡場所 御指定場所にご一括

納品日

※具体的なスケジュールにつきましては、都度ご相談の上

御支払条件

銀行振り込みを希望いたします

本見積有効期間

荷造費

含みます

運賃

一括納品分 含みます

印刷営業部 高岡営業所

〒933-0874 富山県高岡市京田498番地

TEL : 0766-23-7208

FAX : 0766-23-7492

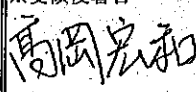
担当:

品名	規格	単位	数量	単価(約)	価格	消費税10%	合計額 (円)
令和6年度 高岡市予算書 (PDFデータ請け、印刷・製本一式)	A4	部	10	5,000	50,000	5,000	55,000
合計					50,000	5,000	¥55,000

<備考・仕様欄>

政務活動費支出申請書（会派用）

No. 159

会派名 未来創政会		起案 令和6年2月29日	決裁 令和6年 2 月 29 日	
決 裁 欄		調査研究のため、次の支出について承認されるよう願います。		
代表者	合 議	経理責任者		
			申請者氏名 高岡宏和（経理責任者） 	
申 請 日	令和6年2月29日	申請金額	¥70,400 /	
具 体 的 な 内 容 等	使途基準の 支出項目記号	内 容	金 額	領収書No.
	コ	外付けHDD (BUFFALO LS710D0101) / ¥20,900	¥20,900 /	
	コ	無線LAN (BUFFALO WXR-11000XE12) / ¥49,500	¥49,500 /	
年 度	令和 5年度	署名欄 ※受領後署名 	摘 要 〈領収書を添えること〉	

※申請者は太線内を記入。

◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

請求書

24 年 2 月 29 日 締切分 (66)

No. 1-1

有限会社 フレックス
代表取締役 XXXXXXXXXX

〒933-0983 高岡市 XXXXXXXXXX-27

TEL(0766)28-2201 F XXXXXXXXXX 207

振込先 登録番号 T4-2300-0 XXXXXXXXXX
北 陸 銀 行 高岡南中央支店 (普) 4151580
富 山 銀 行 駅南支店 (普) 0384899
高岡信用金庫 駅南支店 (普) 0659472

未来創政会/御中

TEL:

FAX:

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※明細欄は税込み金額です。

前回御請求額	御入金額	調整額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
0	0	0	0	70,400	¥70,400

伝票日付	伝票No.	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
24/ 2/ 6	28341	外付けハードディスクLS710D0101 BUFFALO	1	台	19,000	19,000
		無線ルーター WXR-11000XE12 BUFFALO	1	台	45,000	45,000
		消費税 10%				6,400
		【10%消費税込み 合 計】				70,400
		(消費税 10% 合計)				6,400

領 収 証

未来創政会 様

No. _____

★

770,400-1

内 訳

現金

小切手

手 形

但

26 年 2 月 26 日 上記正に領収いたしました



消費税額等 (%)

コクヨ ウケ-98

有限会社 フレックス
〒933-0983 高岡市 XXXXXXXXXX-27
TEL(0766)28-2201 XXXXXXXXXX 207

770,400

お客様コードNo. [REDACTED]

納品書

No. 28341

2024年02月06日

未来創政会 御中

確かな安心をサポートする
有限会社 フレックス
〒933-0983 高岡市守護町1丁目9-27
TEL (0766) 28-2201 FAX (0766) 28-2207
登録番号 T4-2300-0201-1935
担当: [REDACTED]

TEL: FAX:

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0709) 外付けハードディスク710D0101 BUFFALO	1	台	19,000	19,000	2
(0708) 無線ルーター WXR-11000XE12 BUFFALO	1	台	45,000	45,000	2
※明細金額：税込みです。0..非課税 1..8% 2..10% 課税対象額 8% 0 課税対象額 10% 4,000 摘要:					
税込合計				¥70,400	
内消費税金額				(6400)	

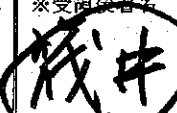
政務活動費支出申請書

No. 160

会派名 未来創政会		起 案 令和6年2月29日	決 裁 令和6年2月29日
決 裁 欄		調査研究のため次の支出について承認されるよう願います。	
代表者	合 議	経理責任者	
			申請者氏名 筏井哲治 
申 請 日	令和6年2月29日	申請金額	70,046円

具
体
的
な
内
容
等

使途基準の 支出項目記号	内 容	金 額	領収書No.
エ	1 1 月分携帯電話 ¥3417 / 2	¥1708 /	
ク	1 1 月分新聞代 / ¥4800+¥3380+¥2199	¥10,379 /	
エ	1 2 月分携帯電話 ¥3127 / 2	¥1563 /	
ク	1 2 月分新聞代 ¥4800+¥3380+¥2199	¥10,379 /	
ア	1 月分ガソリン代 / ¥4735 / 2	¥2367 /	
エ	1 月分携帯電話 / ¥3157 / 2	¥1578 /	
ク	1 月分新聞代 / ¥4800+¥3380+¥2199	¥10,379 /	
ア	2 月分ガソリン代 / ¥5048+¥5102+4864 / 2	¥7507 /	
キ	Microsoft Office 365 Business ¥13596 / 2	¥6798 /	
キ	CamScanner (スキャナーアプリ) ¥6000 /	¥3000 /	
キ	Adobe Illustrator CC ¥28,776 / 2	¥14388 /	

年	令和 5年度	署 名 欄	※受領後署名 	摘	〈領収書を添えること〉
---	-----------	-------------	---	---	-------------

※申請者は太線内を記入。 ◇使途基準の項目記号

ア・調査研究費 イ・研修費 ウ・広報費 エ・広聴費 オ・要請・陳情活動費
カ・会議費 キ・資料作成費 ク・資料購入費 ケ・人件費 コ・事務所費

ご利用料金のお知らせ

OPTAGE 株式会社 オプテージ

登録番号:T9-1200-0106-2589

<現在のご契約先>

933-0813

富山県高岡市下伏間江263-2

筏井 哲治 様

ご利用年月	2023年11月ご利用分
ご利用料金 (うち消費税等相当額)	9,902円 (900円)
お取引クレジット会社	
お客さま番号	

11/17

÷2=1708

ご請求内訳

(単位:円)

NO	料金内訳	金額	金額内訳	ご利用期間
	◇mineo	3,417		11月 1日-11月30日
	ご利用番号			
	デュアルタイプ(20Gコース)基本料		2,178	
	複数回線割引(デュアルタイプ)		-55	
	mineoでんわ 10分かけ放題(11月分)		935	
	SMS送信料(10月分)		36	
	mineoでんわ10分かけ放題国内通話 10月課税		320	
	ユニバーサルサービス料(mineo)		2	
	電話リレーサービス料(mineo)		1	
	◇mineo	1,608		11月 1日-11月30日
	ご利用番号			
	デュアルタイプ(5Gコース)基本料		1,518	
	複数回線割引(デュアルタイプ)		-55	
	mineoでんわ 国内通話料(10月分・課税)		120	
	通話料(10月分)(国内通話)		22	
	ユニバーサルサービス料(mineo)		2	
	電話リレーサービス料(mineo)		1	
	◇mineo	2,256		11月 1日-11月30日
	ご利用番号			
	デュアルタイプ(20Gコース)基本料		2,178	
	複数回線割引(デュアルタイプ)		-55	
	SMS送信料(10月分)		42	
	通話料(10月分)(国内通話)		88	

*の表示は非課税・不課税・免税等料金となります。

領収証

23 年 11 月分 / 2023 年 12 月 4 日 / No. 772337

登録番号: T8230001003731

お名前 篠井 哲治 / 様

ご住所 下伏間江 263-2

8%対象税込額 3,380
うち8%税額 250
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額

3,380

上記金額正に領収致しました。

銘 柄	部数	金 額
富山新聞※	1	3,380



富山新聞
高岡セ
高岡市中
TEL (0766) 26-3460
FAX (0766) 26-3460

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

集金担当



読売新聞 領収書

区域 117 全戸 0202
登録番号 T1230002013496

お問合せNo. [redacted]

お名前 篠井 哲治 / 様
下伏間江263-2

5 年 11 月分 / 振替

銘 柄	部数	金 額
1 日本経済新聞 ※	1	4,800
2 振		
3		
合 計		4,800 円

◇左記の通り領収しました

領収日 2023 年 12 月 4 日

※は軽減税率 (10.0%対象 0円消費税 0円) (8.0%対象 4,800円消費税 355円)



読売センター野村 国石

(南) たけだ 所長 竹田 慎一郎

〒933-0023 高岡市 末広町 13-7
電話 0766(22)2265 FAX 0766(22)5568



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

11月分
4800
3380
2199 / 445
= 10379

領 収 証

篠井 哲治 / 様

下伏間江 263-2

2023年11月分

(131) 18.00自振

お問合せNo. [redacted]

(8%対象 3,380 税 250)

(10%対象 0 税 0)

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*北日本新聞朝刊	1	3,380	

合計金額

3,380 円

KS高岡

高岡市赤祖父594

TEL 0766(21)2288

12 月 4 日

北日本新聞サービスセンター

登録番号 T7230001000746

【お客様の個人情報は、新聞の配達・料金・営業業務に利用させていただきます】

領収印

THE WALL STREET JOURNAL.

Thank you for subscribing to The Wall Street Journal.

This is your receipt.

Q# T4700150070470

Billed To

篠井 哲治
下伏間江 263-2
高岡市, 富山県 933-0813
Japan

Payment Info

Charged on Nov 14, 2023

Charges

Qty	Description
1	WSJ.com
1	WSJ Smartphone

Price	¥1,999
Tax (10%)	¥200
Surcharge	¥0
Total	¥2,199

ご利用料金のお知らせ

OPTAGE 株式会社 オプテージ

登録番号:T9-1200-0106-2589

<現在のご契約先>

933-0813

富山県高岡市下伏間江263-2

筏井 哲治 様

ご利用年月	2023年12月ご利用分
ご利用料金 (うち消費税等相当額)	9,420円 (856円)
お取引クレジット会社	
お客さま番号	

12/14

$$\div 2 = 1563$$

請求内訳

(単位:円)

NO	料金内訳	金額	金額内訳	ご利用期間
	◇mineo	3,127		12月 1日-12月31日
	ご利用番号			
	デュアルタイプ(20Gコース)基本料		2,178	
	複数回線割引(デュアルタイプ)		-55	
	mineoでんわ 10分かけ放題(12月分)		935	
	通話料(11月分)(国内通話)		66	
	ユニバーサルサービス料(mineo)		2	
	電話リレーサービス料(mineo)		1	
	◇mineo	1,546		12月 1日-12月31日
	ご利用番号			
	デュアルタイプ(5Gコース)基本料		1,518	
	複数回線割引(デュアルタイプ)		-55	
	mineoでんわ 国内通話料(11月分・課税)		80	
	ユニバーサルサービス料(mineo)		2	
	電話リレーサービス料(mineo)		1	
	◇mineo	2,236		12月 1日-12月31日
	ご利用番号			
	デュアルタイプ(20Gコース)基本料		2,178	
	複数回線割引(デュアルタイプ)		-55	
	通話料(11月分)(国内通話)		110	
	ユニバーサルサービス料(mineo)		2	
	電話リレーサービス料(mineo)		1	

*の表示は非課税・不課税・免税等料金となります。

領収証

23 年 12 月分 / 2024 年 1 月 4 日 No. [redacted]

登録番号: T8230001003731

お名前 篠井 哲治 様

ご住所 下伏間江 263-2

8%対象税込額 3,380
うち8%税額 250
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額 3,380

上記金額正に領収致しました。

1紙め

銘 柄	部数	金 額
富山新聞※	1	3,380



富山新聞 (株)
高岡セ
高岡市
TEL (0766) 26-1968
FAX (0766) 26-3460

集金担当



※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。



読売新聞 領収書

区域117 金戸0202 お問合せNo. [redacted]
登録番号 T1230002013496

お名前 篠井 哲治 様
下伏間江263-2

5 年 12 月分 振替

銘 柄	部数	金 額
1 日本経済新聞※	1	4,800
2 振		
3		
合 計		4,800 円

◇左記の通り領収しました

※は軽減税率 (10.0%対象 0円消費税 0円)
(8.0%対象 4,800円消費税 384円)

領収日 2024 年 1 月 4 日



読売センター野村 国石

(南) たけだ 所長 竹田 慎一郎

〒933-0023 高岡市末広町13-7
電話 0766(22)2265 FAX 0766(22)5568

領収印



※裏面もおわせて内容を十分お読みください。

3380
4800
2199 (裏面)
= 10379

領 収 証

篠井 哲治 様

下伏間江 263-2

2023年12月分

(131) 18.00自振

お問合せNo. [redacted]

(8%対象 3,380 税 250)

(10%対象 0 税 0)

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*北日本新聞朝刊	1	3,380	

合 計 金 額

3,380

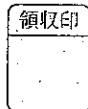
KS高岡
高岡市赤祖父594
TEL 0766(21)2288

1 月 4 日

北日本新聞サービスセンター

登録番号 T7230001000746
「お客様の個人情報は、新聞の配達・集金・営業業務に利用させていただきます」

領収印



THE WALL STREET JOURNAL.

Thank you for subscribing to The Wall Street Journal.

This is your receipt.

Q: T4700150070470

Billed To

篠井 哲治
下伏間江 2632
高岡市, 富山県 9330813
Japan

Payment Info

Charged on Dec 14, 2023

Charges

Qty	Description
1	WSJ.com
1	WSJ Smartphone

Price	¥1,999
Tax (10%)	¥200
Surcharge	¥0
Total	¥2,199

THE WALL STREET JOURNAL.

Thank you for subscribing to The Wall Street Journal.

This is your receipt.

QI: T4700150070470

Billed To

篠井 哲治 ✓
下伏間江 2632
富岡市, 富山県 9330813
Japan

Payment Info

Charged on Jan 14, 2024 ✓

Charges

Qty	Description
-----	-------------

1	WSJ.com
---	---------

1	WSJ Smartphone
---	----------------

Price	¥1,999
Tax (10%)	¥200
Surcharge	¥0
Total	¥2,199 ✓

領収証

24 年 01 月分 / 2024年2月2日 No. 772337

登録番号: T8230001003731

お名前 筏井 哲治 様

ご住所 下伏間江 263-2

8%対象税込額 3,380
うち8%税額 250
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額

3,380

上記金額正に領収致しました。

銘 柄	部数	金 額
富山新聞※	1	3,380



富山新聞 (株)
高岡セ
高岡市
TEL 0766-26-1968
FAX (0766) 26-3460

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替 (翌月2日) が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

集金担当



読売新聞 領収書

区域117 全戸0202

お問合せNo

登録番号 T1230002013496

お名前 筏井 哲治 様

下伏間江263-2

6 年 1 月分 / 振替

銘 柄	部数	金 額
1 日本経済新聞 ※	1	4,800

◇左記の通り領収しました

合 計	4,800円
-----	--------

領収日 2024年 2月2日

※は軽減税率 (7.8%対象) 0円 消費税 0円
(8.0%対象) 4,800円 消費税 355円



読売センター野村 国石

(有) たけだ 所長 竹田 慎一郎

〒933-0023 高岡市末広町13-7

電話 0766(22)2265 FAX 0766(22)5568



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

1月分

4800
3380
2199 / 175
= 10379

領 収 証

筏井 哲治 様

下伏間江 263-2

2024年 1月分

(131) 18.00自振

お問合せNo

(8%対象 3,380 税 250)

(10%対象 0 税 0)

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*北日本新聞朝刊	1	3,380	

合計金額	3,380円
------	--------

KS高岡

高岡市赤祖父594

TEL 0766(21)2288

2 月 2 0 日

北日本新聞サービスセンター

登録番号 T7230001000746

※お客様の個人情報は、新聞の配達・販売・営業業務に利用させていただきます。

領収印



キ&ク-型決済-出光DrivePay]登場!
発行無料! 5分で作成!



お客様控え
apollo station (クレジット領収書)

346361

高岡南給油所

TEL 0766-25-3055

米原商事株式会社

富山県高岡市下黒田1611-1

TEL 0120-37-5722

登録番号 T2230001008439

売上

2024年 1月15日

07:37

IKADA TETSU HARU

様

クレジット

出光ゼアス

28.87 L

0164.0

P-1 (内)

4735円

合計

4,735円

(内、消費税等(10.00%)

430円)

(内、P支払可能金額

4,735円)

支払区分:一括

承認No. 0000005305

端末識別番号:

端末処理通番: 04510

ATC

IC/MS識別子: IC

AID:

カードシーケンス番号: 02

R&Iカード会員

取引コード: 346361240115073558418001

基本ポイント

利用可能ポイント

楽天ポイントカードのキャンペーン

情報をアプリで配信

期間限定ポイントなど貯まったポイント

も街のお買い物に役立てて便利

ポイント残高の反映にはお時間をいただく場合があります。

伝No: 10155

担当

4,735

12 = 2,367

2/29
7

ご利用料金のお知らせ

OPTAGE 株式会社 オプテージ

登録番号:T9-1200-0106-2589

<現在のご契約先>

933-0813

富山県高岡市下伏間江263-2

筏井 哲治 様

ご利用年月	2024年01月ご利用分
ご利用料金 (うち消費税等相当額)	9,921円 (901円)
お取引クレジット会社	
お客さま番号	

10分

÷2=1578

ご請求内訳

(単位:円)

NO	料金内訳	金額	金額内訳	ご利用期間
	◇mineo	3,157		1月 1日- 1月31日
	ご利用番号			
	デュアルタイプ(20Gコース)基本料		2,178	
	複数回線割引(デュアルタイプ)		-55	
	mineoでんわ 10分かけ放題(1月分)		935	
	SMS送信料(12月分)		6	
	mineoでんわ10分かけ放題国内通話 12月課税		90	
	ユニバーサルサービス料(mineo)		2	
	電話リレーサービス料(mineo)		1	
	◇mineo	2,017		1月 1日- 1月31日
	ご利用番号			
	デュアルタイプ(5Gコース)基本料		1,518	
	複数回線割引(デュアルタイプ)		-55	
	SMS送信料(12月分)		9	
	mineoでんわ 国内通話料(12月分・課税)		410	
	通話料(12月分)(国内通話)		132	
	ユニバーサルサービス料(mineo)		2	
	電話リレーサービス料(mineo)		1	
	◇mineo	2,236		1月 1日- 1月31日
	ご利用番号			
	デュアルタイプ(20Gコース)基本料		2,178	
	複数回線割引(デュアルタイプ)		-55	
	通話料(12月分)(国内通話)		110	

*の表示は非課税・不課税・免税等料金となります。

キ-ネッダ-型決済ター「出光DrivePay」登場！
発行無料！5分で作成！



お客様控え
apollo station (クレジット領収書)

346361

高岡南給油所

TEL 0766-25-3055

米原商事株式会社

富山県高岡市下黒田1611-1

TEL 0120-37-5722

売上 登録番号 T2230001008439
2024年 2月 3日 17:17

IKADAI TETSU HARU 様
クレジット

出光ゼアス P-13(内)
30.97 L 0163.0 5048円

合計 5,048円
(内、消費税等(10.00%) 459円)
(内、P支払可能金額 5,048円)

支払区分：一括

承認No. 0000000320

端末識別番号：

端末処理通番：13440 ATC：

IC/MS識別子：

AID：

カードシーケンス番号：02

※外会員

取引コード：346361240203171603539305

基本ポイント

利用可能ポイント

※カードのキャンペーン
情報をアプリで配信中
期間限定ポイントなど貯まったポイント
も街のお買い物に使えて便利

ポイント残高の反映にはお時間をいた
だく場合があります。

伝No: 10024

担当

キ-ネッダ-型決済ター「出光DrivePay」登場！
発行無料！5分で作成！



お客様控え
apollo station (クレジット領収書)

346361

高岡南給油所

TEL 0766-25-3055

米原商事株式会社

富山県高岡市下黒田1611-1

TEL 0120-37-5722

売上 登録番号 T2230001008439
2024年 2月10日 18:01

IKADAI TETSU HARU 様
クレジット

出光ゼアス P-1(内)
31.30 L 0163.0 5102円

合計 5,102円
(内、消費税等(10.00%) 464円)
(内、P支払可能金額 5,102円)

支払区分：一括

承認No. 0000000360

端末識別番号：

端末処理通番： ATC：

IC/MS識別子：

AID：

カードシーケンス番号：02

※外会員

取引コード：346361240210175932199701

基本ポイント

利用可能ポイント

※カードのキャンペーン
情報をアプリで配信中
期間限定ポイントなど貯まったポイント
も街のお買い物に使えて便利

ポイント残高の反映にはお時間をいた
だく場合があります。

伝No: 10063

担当

キ-ネッダ-型決済ター「出光DrivePay」登場！
発行無料！5分で作成！



お客様控え
apollo station (クレジット領収書)

346361

高岡南給油所

TEL 0766-25-3055

米原商事株式会社

富山県高岡市下黒田1611-1

TEL 0120-37-5722

売上 登録番号 T2230001008439
2024年 2月27日 10:13

IKADAI TETSU HARU 様
クレジット

出光ゼアス P-10(内)
29.48 L 0165.0 4864円

合計 4,864円
(内、消費税等(10.00%) 442円)
(内、P支払可能金額 4,864円)

支払区分：一括

承認No. 0000000268

端末識別番号：

端末処理通番： ATC：

IC/MS識別子：

AID：

カードシーケンス番号：02

※外会員

取引コード：346361240227101145466304

基本ポイント

利用可能ポイント

※カードのキャンペーン
情報をアプリで配信中
期間限定ポイントなど貯まったポイント
も街のお買い物に使えて便利

ポイント残高の反映にはお時間をいた
だく場合があります。

伝No: 10196

担当

5048

+

5102

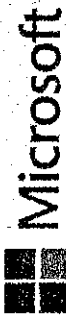
+

4864

= 15,014

2月分

12 = 7507



請求書

2024 年 2 月

請求書発行日: 2024/02/24

請求書番号: [REDACTED]

13,596 JPY

12 = 6,798 /

お客様名
浅井哲治 /
日本 933-0813
富山県 高岡市
下伏間江263-2

請求先
浅井哲治
日本 933-0813
富山県 高岡市
下伏間江263-2

サービス送付先
浅井哲治
日本 933-0813
富山県 高岡市
下伏間江263-2

注文の詳細

製品: Online Services

発注書番号:

発注 ID:

請求期間:

7fd6d4e-f2af-4481-9f96-07b6e5bbad67

2023/02/24 - 2024/02/23 /

請求の概要

請求額:	0	12,360	12,360
割引:	0	0	0
クレジット:	0	0	0
税率:	0%	10%	
消費税:	0	1,236	1,236
合計:			13,596 /

お支払いについて:

お支払いは不要です。選んだ支払方法で未払金額が請求されます。

注釈

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、管理センターへアクセスして「課金情報」>「課金内容」の順にクリックしてください。

ヘルプ <https://aka.ms/Office365Billing>

電話: 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

登録番号: T2010401092245

日本マイクロソフト株式会社 〒108-0075東京都港区 港南2-16-3品川グランドセントラルタワー

1/2
2/29
浅井 哲治

2/29
後井
哲

Apple からの領収書です

1 件のメッセージ

Apple <no_reply@email.apple.com>

2024年2月20日 4:15

To: [redacted]



領収書

APPLE ID

[redacted]

請求先

[redacted]

日付

2024年2月19日

後井哲治

933-0045

富山県 高岡市 下伏間江263-2

ご注文番号

[redacted]

書類番号

[redacted]

JPN

App Store



CamScanner- スキャン、PDF 変換、翻訳 カメラ

CamScanner高級アカウント (年額)

更新：2025年2月20日

問題を報告する

¥6,000

合計

¥6,000 /

12 = 3000 /



iPhoneで全国の電車やバスに乗ろう。

Apple PayのSuicaなら、iPhone上で直接チャージできます。



ウォレットにSuicaを追加する >

プライバシーについて：サブスクリプション登録者IDはデベロッパへレポートを提供する際に使用されます。

サブスクリプションおよび購入に関してご不明な点がございましたら、Apple サポートを確認してください。iTunes、Apple Books、および App Store での購入時に使用するパスワード設定を管理する方法はこちらを参照してください。



Adobe Software Ireland Ltd
4-6
City Park
Dublin
Ireland
適格請求書発行事業者登録番号T3700150007275

オリジナル

請求情報

ご請求番号
発行日
支払い条件
注文書
ご注文番号
お客様
通貨
2024年2月27日
クレジットカード
円

領収書送付先

933-0813

後井哲治
後井哲治様

領収書

品目詳細

有効期間: 2024年2月27日 to 2025年2月26日

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
65229559	Illustrator	1	点	26,160	26,160	10.00%	2,616	28,776

領収書の合計

小計(円) 26,160
消費税 10.00% 2,616
JCT

合計金額(円) 28,776

備考欄:

÷2=14388

請求先連絡先

eCommerce - ASIA

ご注文いただき、誠にありがとうございます!